

令和 7 年 7 月 2 日現在

柳井地域広域水道企業団 事業計画（経営戦略）

令和 7 年 7 月

柳井地域広域水道企業団

目 次

第1章 はじめに

1 計画の位置づけ	4
2 基本理念・基本方針	6
3 計画期間	6
4 計画の推進と点検・進捗管理	6

第2章 水道事業及び水道用水供給事業の現状と課題

1 概況	7
2 将来見通しと課題	10
(1) 水需要	10
(2) 施設	12
(3) 財務	17
(4) 人材・技術力	21

第3章 組織・職員計画

1 組織・職員体制の基本的な考え方	23
2 企業団の経営形態	23
3 名称	23
4 組織機構	24
(1) 企業団議会	24
(2) 執行機関	24
5 職員	26
(1) 職員数	26
(2) 職員の身分等	26
(3) 人材育成	26
6 庁舎	26

第4章 通信基盤・システム整備計画

1 システム整備の基本的な考え方	27
2 整備概要	27

第5章 業務運営計画

1 業務運営の基本的な考え方	29
2 営業業務	29
(1) 営業窓口	29
(2) 業務内容	29
3 給水装置工事業務	31
(1) 給水装置工事窓口	31
(2) 業務内容	31
(3) 指定給水装置工事事業者	32
4 運転監視業務	33

(1) 運転監視拠点	33
(2) 業務内容	33
5 保全業務	35
(1) 保全拠点	35
(2) 業務内容	35
6 水質管理業務	36
(1) 水質検査	36
(2) 水源保全	38
7 工務	38
8 危機管理	39
9 その他	42
第6章 施設整備計画	
1 施設整備の基本的な考え方	43
2 水需要予測	44
(1) 構成団体の水需要予測	44
(2) 離島の水需要予測	46
(3) 田布施浄水場配水区の水需要予測	47
3 施設整備	48
(1) 全体概要	48
(2) 危機管理対策	48
(3) 施設整備の内容	50
第7章 財政運営計画	
1 財政運営の基本的な考え方	60
2 水道料金等	62
(1) 水道料金	62
(2) 加入金、手数料等	64
3 出納取扱金融機関・収納取扱金融機関	66
4 収支シミュレーション	67
(1) 試算条件	67
(2) 試算結果	68
5 経営統合による財政効果	75
まとめ	76

第1章 はじめに

1 計画の位置づけ

- 平成29年6月30日、「柳井地域水道事業広域化検討委員会」は「柳井地域水道事業広域化に関する可能性概略検討」の結果を受けて、水道事業の統合に向け、検討・準備を開始した。

その結果、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町と平生町が構成する田布施・平生水道企業団及び柳井地域広域水道企業団の1市2町2企業団（以下「構成団体」という。）は、令和7年4月1日にそれぞれが経営する水道事業¹及び水道用水供給事業²を柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）へ経営統合することとした。

- 本計画は、企業団の基本理念と基本方針を定めた上で、構成団体が策定・公表している水道事業経営戦略³の改定版と位置づけ、経営統合から10年間の企業団の組織体制、業務運営、施設整備、財政運営など企業団の基本的事項や事業内容を取りまとめたものである。

なお、本計画策定に当たっては、「柳井地域水道事業広域化に関する基本検討業務（令和5年3月）」（以下「基本検討業務」という。）の成果を利用して作成した。

【参考：柳井地域水道事業の統合に関する基本協定の概要（令和6年1月30日締結）】

<統合の目的>

健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、安全・安心な水道水を適切な料金で、将来にわたり持続的に供給できる水道システムを構築する。

<統合する事業>

構成団体が経営する水道事業、簡易水道事業及び水道用水供給事業

<統合の期日>

令和7年4月1日

<統合の方法>

構成団体ごとに経理を区分し、別料金とする経営統合

<経営の主体>

柳井地域広域水道企業団

<運営体制>

経営統合後は、地方自治法第252条の17に基づき、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町（以下「1市4町」という。）が職員を企業団へ派遣することで維持する。

-
- 1 水道事業：一般の需要に応じ、水道により水を供給する事業をいう。給水人口が5,001人以上の事業を上水道事業、給水人口が101人以上5,000人以下の事業を簡易水道事業という。
 - 2 水道用水供給事業：水道事業者が水道用水（浄水）を供給する事業をいう。
 - 3 経営戦略：水道事業を含む地方公営企業が策定する中長期的な経営の基本計画をいう。

＜相互協力＞

構成団体は、企業団が経営する地域の健全な水道事業を実現し水道サービスの向上を図るため、常に相互協力を行うものとする。

＜資産等＞

構成団体が水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、企業団が無償で引き継ぐ。

剰余金等の資金は、構成団体ごとに区分管理し、貸付の場合を除き、他事業に流用しない。

＜事業計画＞

柳井地域水道事業広域化検討委員会専門部会において、柳井地域水道事業の統合に関する基本協定に基づき、事業計画を策定する。

＜柳井地域水道事業等の経営戦略の策定状況＞

構成団体	対象事業	策定期期	計画期間
柳井市	水道事業 簡易水道事業	H28. 3 策定	H28～R 7
周防大島町	水道事業	H29. 3 策定	H29～R 8
上関町	簡易水道事業	H29. 3 策定	H28～R 7
田布施・平生水道企業団	水道事業	H29. 3 策定	H29～R 8
柳井地域広域水道企業団	水道用水供給事業	R 3. 3 策定	R 2～R11

2 基本理念・基本方針

地方公共団体である企業団の責務・目的を示した「基本理念」と企業団の取組の方向性を示した「基本方針」を、次のとおり定める。

■ 基本理念 ～企業団の責務・目的～

- 企業団は、急速に進む人口減少や遠距離導水による高額な水道料金に加え、水道施設・管路の老朽化、災害への対策、水道事業を担う職員の不足など、経営環境は厳しさを増している中、安全・安心で良質な水を適切な水道料金で安定的に供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する。

■ 基本方針 ～企業団の取組の方向性～

- 水道サービスの提供
 - ・ 水源池から末端給水に至るまで、適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供の持続
 - ・ 健全な水道事業を確保するための料金と、値上げ幅の抑制
 - ・ デジタル化などによる便利で快適なサービスの提供
- 施設・維持管理の最適化
 - ・ 国交付金⁴を活用した、システム整備や計画的な施設や管路の耐震化
 - ・ 点在する施設について、管路更新に合わせた施設配置の最適化
 - ・ 中・長期的な観点から、本地域の水源確保など、近隣事業体との広域連携の推進
- 組織・管理体制の強化
 - ・ 効率的な組織の構築と柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町及び岩国市（以下「構成市町」という。）との連携強化
 - ・ 迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能な管理体制の整備
 - ・ 計画的な人材育成による水道技術職員や企業経営を担う職員の確保

3 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

4 計画の推進と点検・進捗管理

- 本計画の取組については、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより定期的に進捗管理を行い、その推進にあたり社会経済情勢や住民ニーズ、附属機関における議論などを踏まえ、5年後に改定を行う。
- また、ホームページをはじめ様々な広報媒体を活用し、取組を住民や工事事業者等に広報することで、企業団への理解促進を図るとともに、寄せられた意見を踏まえ、取組へ反映する。

4 国交付金：国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金」をいう。（本計画策定に当たっては、対象となる事業として、システム整備事業、重要給水施設配水管整備事業、老朽管更新事業を想定。）

第2章 水道事業及び水道用水供給事業の現状と課題

1 概況

- 構成団体の水道事業は、水源に恵まれていない状況から、水不足に苦勞し、普及率⁵は令和2年度末時点で79.3%となり、山口県平均93.9%と比較し低い状況にある。
- 構成団体が経営している水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の概況（令和3年3月31日現在）は、次のとおりである。
 - ・ 構成団体は、水道事業を7事業（上水道事業3事業、簡易水道事業4事業）経営しており、7事業を合わせた給水人口⁶は約5万8千人、給水収益⁷は16億円/年である。
 - ・ 水道用水供給事業の給水人口は約5万8千人、給水収益は11億円/年である。

<構成団体が経営する水道事業等>

令和3年3月31日現在

構成団体	行政区域内 総人口(人)	給水人口 (人)	普及率(%)		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
柳井市	30,493	23,760	77.8	77.5	77.9
周防大島町	14,489	13,611	93.1	93.5	93.9
上関町	2,302	2,289	99.4	99.5	99.4
田布施・平生 水道企業団	14,372	9,337	64.3	64.2	65.0
田布施町 平生町	11,848	9,293	78.7	78.2	78.4
計	73,504	58,290	79.2	78.9	79.3

【出典】令和2年度版山口県の水道の現況

※令和2年度山口県平均の水道普及率 93.9%

※柳井市、田布施町及び平生町の給水人口には専用水道（自己水源）を含む

令和3年3月31日現在

構成団体	給水人口 (人)
柳井地域広域水道企業団	58,130

【出典】令和2年度版山口県の水道の現況

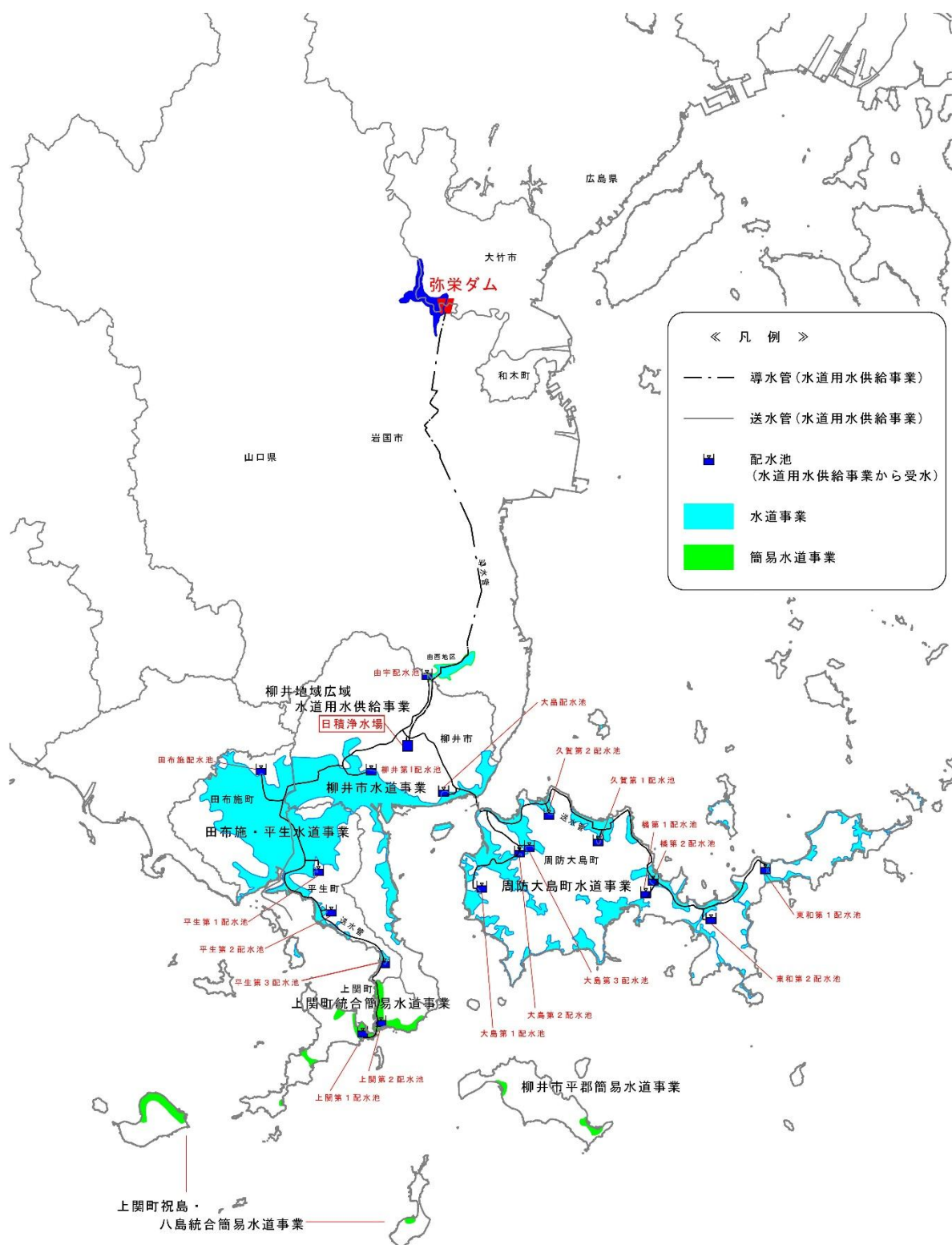
※供給対象区域 柳井市、周防大島町、岩国市（旧由宇町）、上関町、田布施町、平生町

5 普及率：行政区域内人口に対する給水人口の割合をいう。 給水人口÷行政区域内人口×100（%）

6 給水人口：水道により給水を受けている人の数をいう。

7 給水収益：営業収益の一つで、水道料金として収入する収益のこと。

<構成団体が経営する水道事業等>



<水道事業等の概要>

令和3年3月31日現在

構成団体		給水人口 (人)	水道施設			1日最大 給水量 (m ³ /日)	給水収益 (億円)
			浄水場 (施設数)	配水池 (施設数)	管路 (km)		
柳井市	柳井市(上水)	23,760	—	4	162.6	12,526	6.6
	平郡(簡水)		2	2	16.0		
周防大島町(上水)		13,611	3	46	314.0	7,285	3.7
上関町	上関統合(簡水)	2,289	1	10	57.3	1,196	0.6
	祝島(簡水)		1	3	16.0		
	八島(簡水)		1	1	4.1		
田布施・平生 水道企業団(上水)		18,630	2	8	264.8	9,785	5.2
計		58,290	10	74	834.8	30,792	16.1

令和3年3月31日現在

構成団体		給水人口 (人)	水道施設			1日最大 供給水量 (m ³ /日)	給水収益 (億円)
			浄水場 (施設数)	導水 トンネル (km)	管路 (km)		
柳井地域広域 水道企業団		58,130	1	21	112.1	26,990	11.1

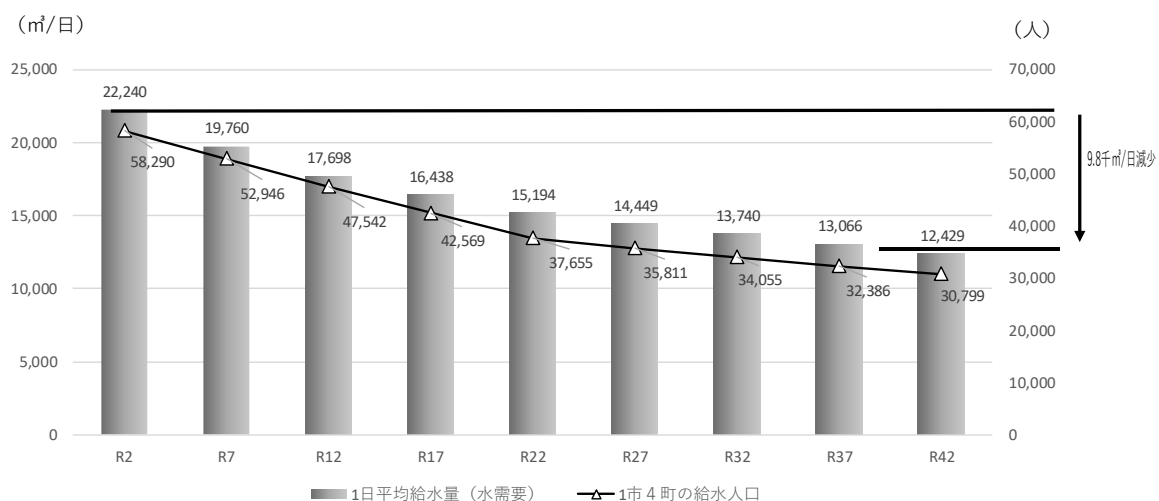
2 将来見通しと課題

(1) 水需要

- 1市4町の給水人口は約5万8千人（令和3年3月31日現在）で、令和42年度には、約3万1千人（△47%）まで減少する見込みである。
- 水道事業は、人口減少等に伴い水需要と給水収益が減少するため、1日平均給水量は、令和2年度に対して令和42年度には約9.8千 m^3 /日（△44%）減少し、経営統合前の料金を維持すると仮定した場合、給水収益は、約6.1億円（△38%）減少する見込みである。
- 水道用水供給事業は、単独経営を維持した場合、今後、施設の更新時期を迎え、その費用を捻出するため、経営統合前の供給料金単価⁸113.0円/ m^3 は、令和17年度には134.6円/ m^3 に、更に、令和42年度には、170.9円/ m^3 に上昇する見込みである。その結果、水道事業が負担する受水費⁹は、令和42年度には約5.8億円増加する見込みである。
- 総収益の約60%を占める給水収益の減少や、総支出の約40%を占める受水費の増加により、独立採算を原則とする構成団体の水道事業の経営は、今後、大幅な悪化が見込まれる。

<給水人口と1日平均給水量の見通し>

項目	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
1市4町の給水人口 (人)	58,290	52,946	47,542	42,569	37,655	35,811	34,055	32,386	30,799
1日平均給水量 (m^3 /日)	22,240	19,760	17,698	16,438	15,194	14,449	13,740	13,066	12,429



8 供給料金単価：水道事業者が水道用水を供給する際、1 m^3 当たりの単価のこと。

9 受水費：水道用水供給事業者から供給を受ける水道用水などの受水に要する費用のこと。

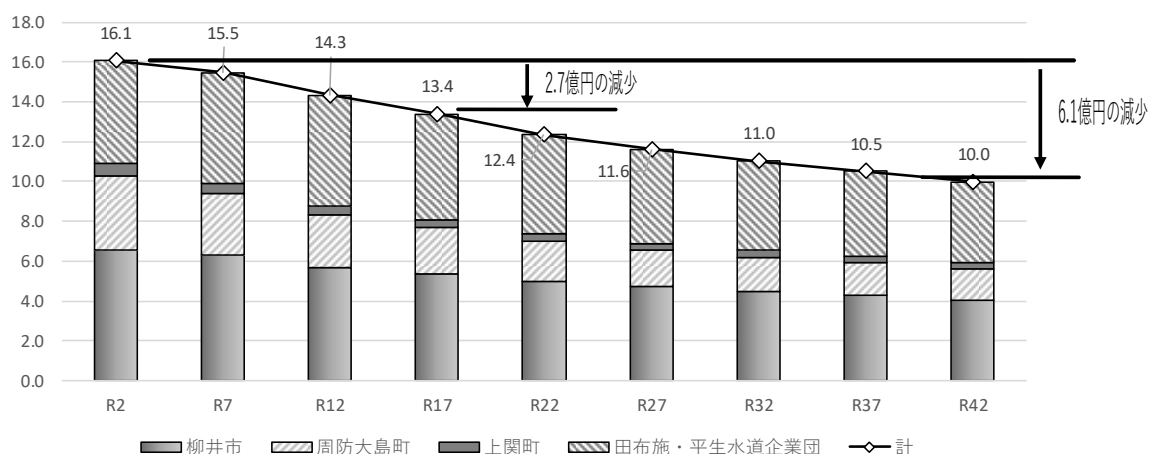
<給水収益の見通し>

- ・ 経営統合前の料金を維持すると仮定した場合

(億円)

構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
柳井市	6.6	6.3	5.7	5.4	5.0	4.7	4.5	4.3	4.1
周防大島町	3.7	3.1	2.6	2.3	2.0	1.8	1.7	1.6	1.6
上関町	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
田布施・平生水道企業団	5.2	5.6	5.5	5.3	5.0	4.7	4.5	4.3	4.1
計	16.1	15.5	14.3	13.4	12.4	11.6	11.0	10.5	10.0

(億円)

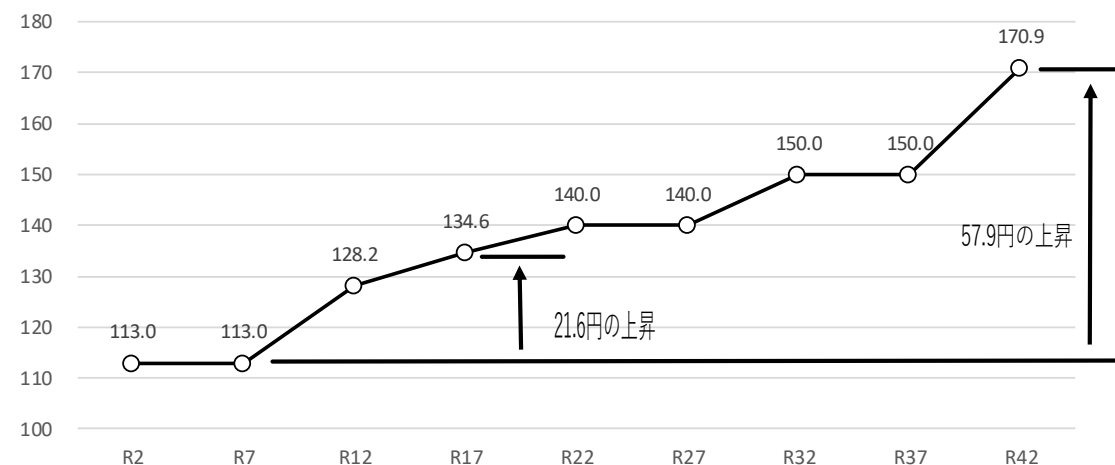


<供給料金単価の見通し>

(円/㎡)

構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
柳井地域広域水道企業団	113.0	113.0	128.2	134.6	140.0	140.0	150.0	150.0	170.9

(円/㎡)



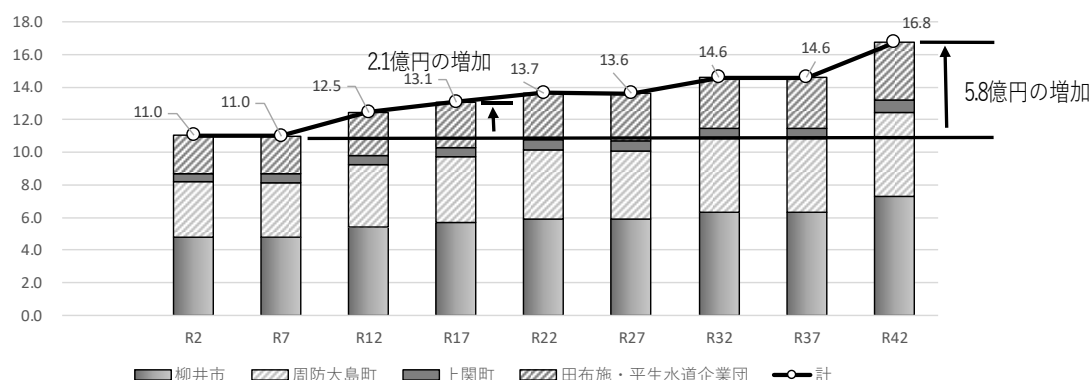
<受水費の見通し>

- ・ 供給料金単価が改定された場合

(億円)

構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
柳井市	4.8	4.8	5.4	5.7	5.9	5.9	6.3	6.3	7.3
周防大島町	3.4	3.4	3.8	4.0	4.2	4.2	4.5	4.5	5.2
上関町	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8
田布施・平生水道企業団	2.3	2.3	2.6	2.8	2.9	2.9	3.1	3.1	3.6
計	11.0	11.0	12.5	13.1	13.7	13.6	14.6	14.6	16.8

(億円)



(2) 施設

ア 構造物及び設備

- 構成団体の構造物及び設備は、整備後から既に法定耐用年数¹⁰の1.5倍の年数が経過した施設が一部存在しており、老朽化が進んでいる。これらの施設の更新需要は、令和9年度から令和33年度までの平均7.5億円/年から、令和34年度から令和48年度までは、平均13.4億円/年と1.8倍に増加する見込みである。

更に、令和49年度から令和53年度には、水道用水供給事業に係る構造物及び設備が更新時期を迎えるため、施設の更新需要は45.2億円/年に増加する見込みである。そのため、水需要に応じたダウンサイジング¹¹を検討する必要がある。

- 現在、日積浄水場の浄水処理能力では、柳井地域全体の水需要を賄える状況にはないものの、人口減少等により、令和12年度には離島を除く、全ての水需要を賄える見込みである。

ただし、田布施浄水場の今後の方向性については、災害時のリスク管理など、日積浄水場のバックアップ機能を有している唯一の施設であるため、更新時期までに、ダウンサイジングや施設再編、維持管理も含め、田布施町及び平生町と協議の上、時間をかけて慎重に検討する必要がある。

- 施設の耐震化が進んでいない構成団体もあるため、施設更新に併せた耐震化を進める必要がある。

10 法定耐用年数：地方公営企業法施行規則別表第二号に掲げられている耐用年数のことをいい、構築物の耐用年数は10年から60年、また、機械及び装置の耐用年数は6年から20年とされている。

11 ダウンサイジング：将来の給水量の減少を踏まえ、管路の口径縮小や水道施設の再配備などを行うこと。

<構造物及び設備の老朽化の見通し>

- ・ 構造物及び設備を更新しない場合

(億円)

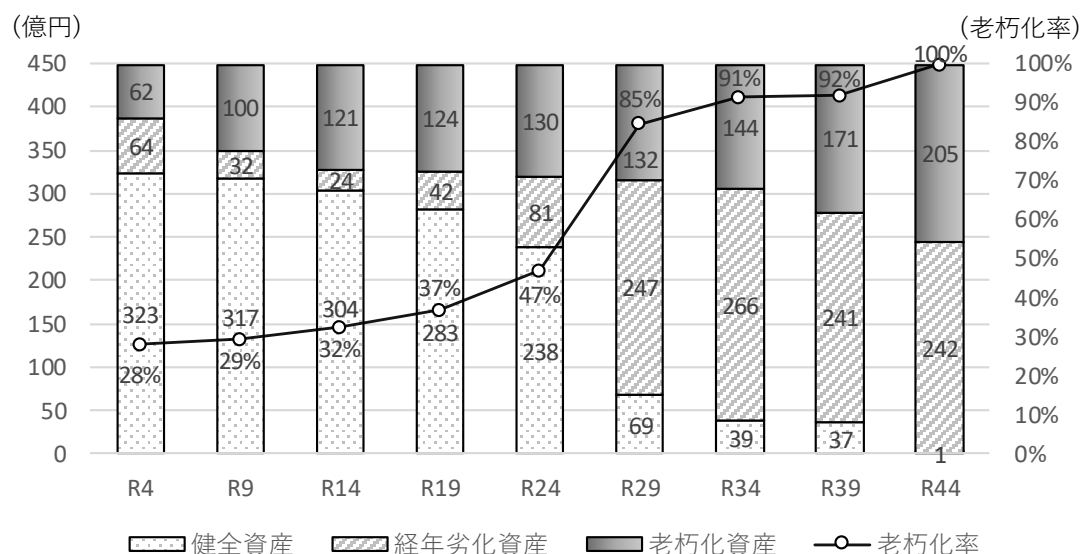
項目	R4	R9	R14	R19	R24	R29	R34	R39	R44
健全資産	323	317	304	283	238	69	39	37	1
経年劣化資産	64	32	24	42	81	247	266	241	242
老朽化資産	62	100	121	124	130	132	144	171	205
老朽化率	28%	29%	32%	37%	47%	85%	91%	92%	100%

※ 健全資産：整備から法定耐用年数を経過していない資産

経年劣化資産：整備から法定耐用年数を経過し、法定耐用年数の1.5倍の年数を経過していない資産

老朽化資産：整備から法定耐用年数の1.5倍の年数を経過した資産

老朽化率：経年劣化資産及び老朽化資産の割合



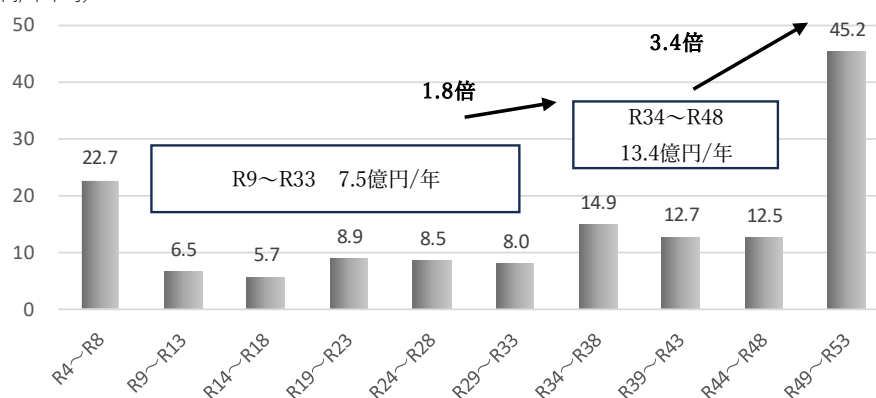
<構造物及び設備の更新需要の見通し>

- ・ 取得から法定耐用年数の1.5倍を経過した時点で更新を行う場合

(億円/年平均)

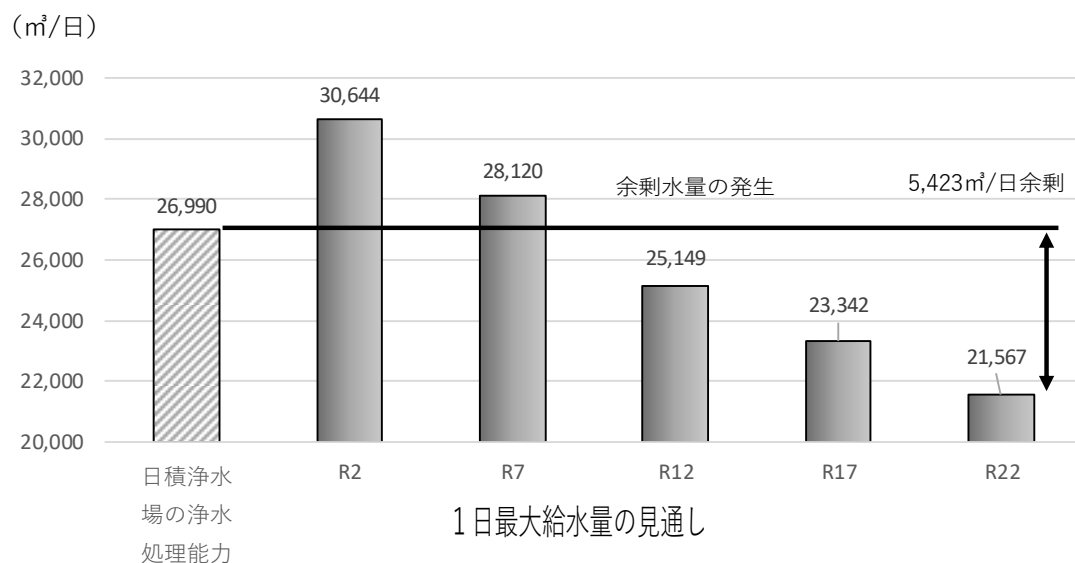
構成団体	R4～R8	R9～R13	R14～R18	R19～R23	R24～R28	R29～R33	R34～R38	R39～R43	R44～R48	R49～R53
柳井市	0.7	0.5	0.0	0.3	0.4	0.4	0.5	1.2	0.4	0.5
周防大島町	5.1	0.3	0.3	4.3	0.8	1.4	6.5	1.8	0.5	4.1
上関町	3.5	1.3	1.1	2.1	3.5	0.0	0.5	2.1	4.0	5.0
田布施・平生水道企業団	2.6	2.2	0.1	0.8	0.7	0.3	2.1	2.8	0.6	1.6
柳井地域広域水道企業団	10.9	2.3	4.1	1.5	3.1	5.9	5.3	5.0	7.0	34.0
計	22.7	6.5	5.7	8.9	8.5	8.0	14.9	12.7	12.5	45.2

(億円/年平均)



<余剰水量の見通し>

- ・ 柳井地域広域水道企業団の余剰水量の見通し



イ 管路

- 構成団体の管路の更新需要は、令和4年度から令和8年度の平均2億円/年から、令和9年度から令和13年度では平均7.6億円/年に増加する見込みである。更に、令和34年度から令和43年度には、水道用水供給事業に係る導水管¹²及び送水管¹³が更新時期を迎えるため、平均37.5億円/年と大幅な増加となる見込みである。このため、更新費用の平準化やダウンサイジング、更には他の事業体からの水量の確保を含め、抜本的な見直しを検討する必要がある。
- 構成団体の基幹管路¹⁴の耐震適合率¹⁵は、19.9%～83.2%(令和元年度末現在)と耐震化が進んでいない団体もあり、近年、災害が多発している中、管路の強靱化を図る必要がある。

12 導水管：河川や貯水池などの水源地から浄水場まで原水を送る管のこと。

13 送水管：浄水場から配水池へ水道水を送るための管のこと。

14 基幹管路：導水管、送水管及び配水本管¹⁶をいう。

15 耐震適合率：耐震管に加え、耐震適合性（地盤等の状況から耐震性があると認められるもの）がある管も含んだ割合をいう。

16 配水本管：主要な配水管で、配水支管へ水道水を輸送する役割を持ち、給水管分岐を伴わない管のこと。

<管路の老朽化の見通し>

- ・ 管路更新を行わない場合

(km)

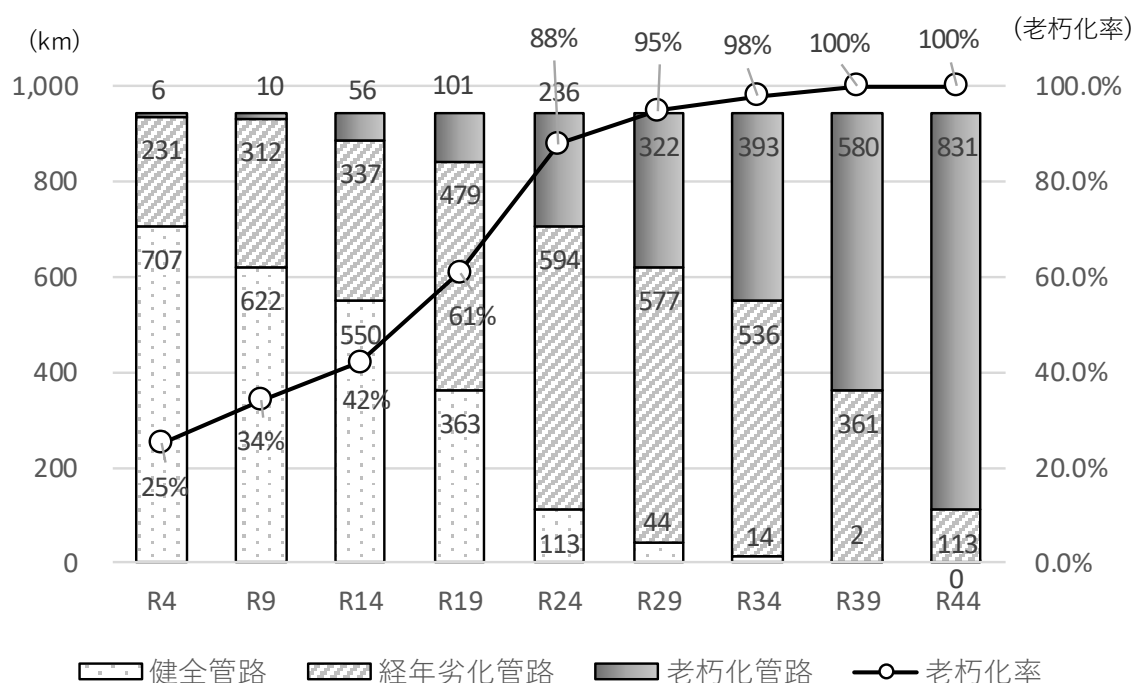
項目	R4	R9	R14	R19	R24	R29	R34	R39	R44
健全管路	707	622	550	363	113	44	14	2	0
経年劣化管路	231	312	337	479	594	577	536	361	113
老朽化管路	6	10	56	101	236	322	393	580	831
老朽化率	25%	34%	42%	61%	88%	95%	98%	100%	100%

※ 健全管路：管路布設後、法定耐用年数（40 年）を経過していない管路

経年劣化管路：管路布設後、法定耐用年数（40 年）を超過し、法定耐用年数の 1.5 倍（60 年）未満の管路

老朽化管路：管路布設後、法定耐用年数の 1.5 倍（60 年）以上経過した管路

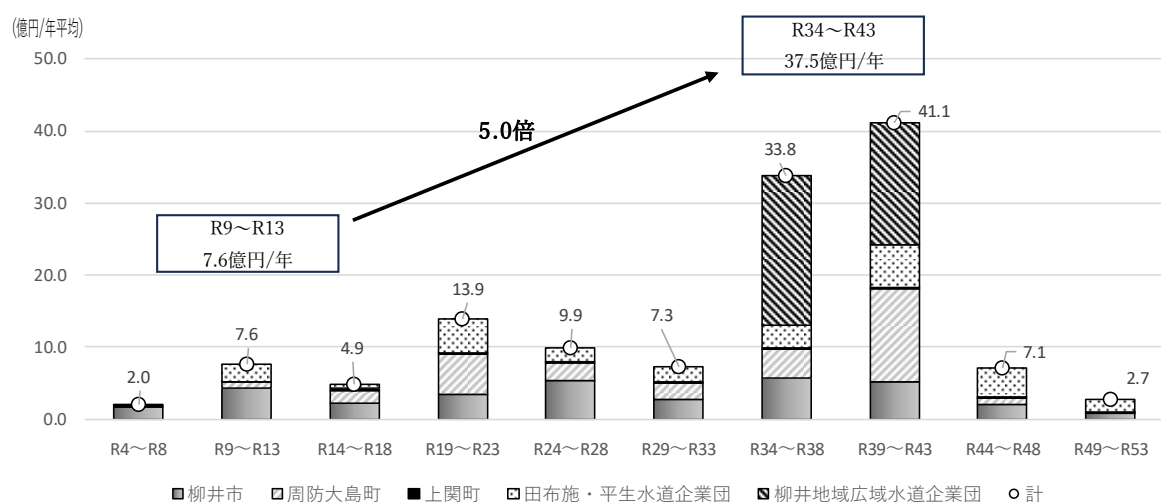
老朽化率：経年劣化管路及び老朽化管路の割合



<管路の更新需要の見通し>

(億円/年平均)

構成団体	R4～R8	R9～R13	R14～R18	R19～R23	R24～R28	R29～R33	R34～R38	R39～R43	R44～R48	R49～R53
柳井市	1.8	4.3	2.3	3.5	5.3	2.7	5.6	5.2	2.0	0.7
周防大島町	0.1	0.8	1.8	5.6	2.5	2.3	4.0	13.0	0.9	0.1
上関町	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1
田布施・平生水道企業団	0.0	2.4	0.6	4.6	1.9	2.1	3.2	5.8	4.0	1.8
柳井地域広域水道企業団	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.8	16.9	0.0	0.0
計	2.0	7.6	4.9	13.9	9.9	7.3	33.8	41.1	7.1	2.7

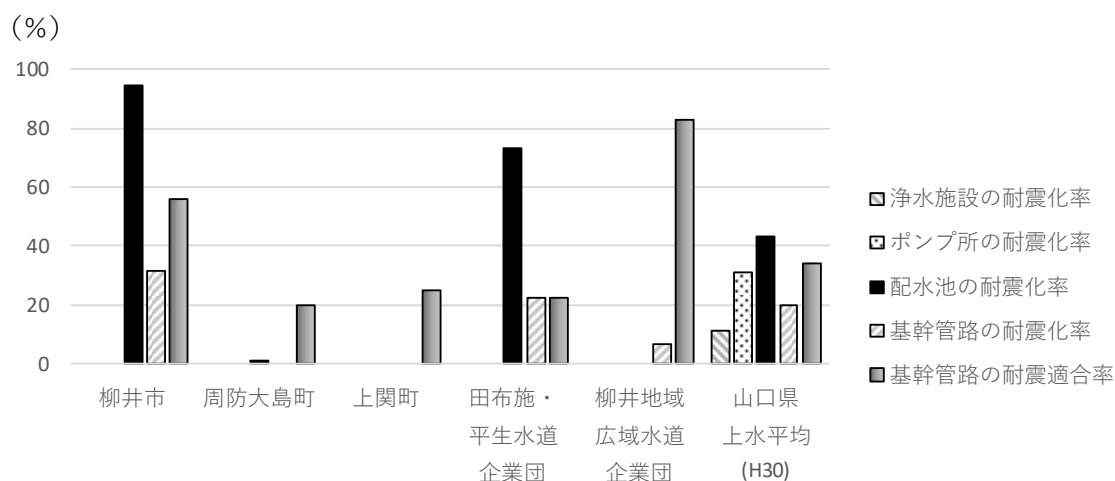


< 構造物及び設備、管路の耐震化の状況 >

令和元年度末時点 (%)

項目	柳井市	周防大島町	上関町	田布施・平生水道企業団	柳井地域広域水道企業団	山口県上水平平均(H30)
浄水施設の耐震化率	—	0.0	0.0	0.0	(100.0)0.0	11.3
ポンプ所の耐震化率	—	0.0	0.0	0.0	0.0	31.2
配水池の耐震化率	94.9	0.9	0.0	73.4	—	43.3
基幹管路の耐震化率	31.7	0.0	0.0	22.4	6.7	19.9
基幹管路の耐震適合率	56.0	19.9	24.9	22.4	83.2	34.2

※柳井地域広域水道企業団の浄水施設は、R3年度に耐震工事により耐震化済み



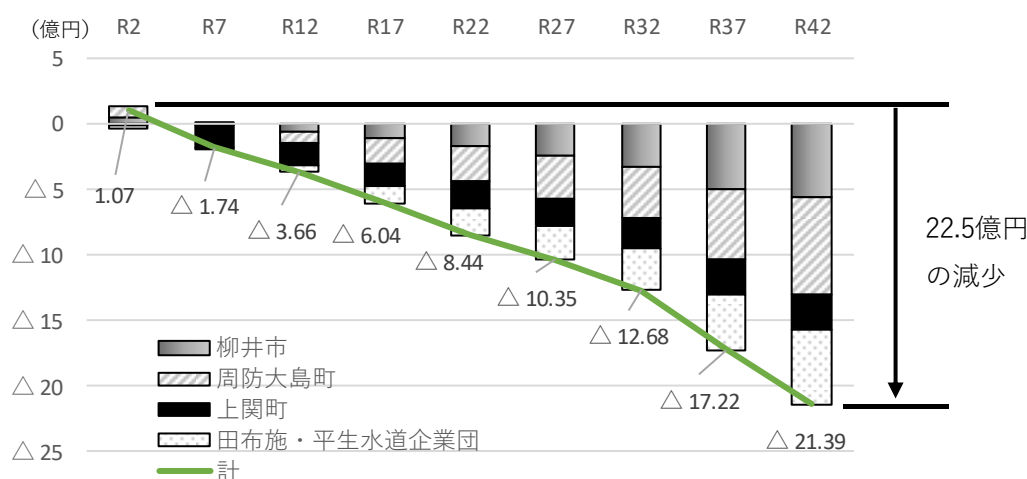
(3) 財務

- 水道事業の経営は、人口減少等による給水収益の減少や水道施設の更新費用の増加などにより急速に悪化し、経営統合前の料金を維持すると仮定した場合、令和42年度には、令和2年度と比べ、単年度損益は約22.5億円、資金残高は約294.6億円それぞれ減少し、企業債残高は、令和2年度の約72億円から、令和42年度には3.6倍の約258億円となる見込みである。
- 更新費用の増加や水需要の減少に伴い給水原価¹⁷は上昇し、令和42年度には、990.0円/㎥と、令和2年度の351.6円/㎥と比べ、2.8倍に増加する見込みである。
- 1市4町全てにおいて、市町の一般会計からそれぞれの水道事業に対し基準内繰出金に加え、基準外繰出金¹⁸を繰り出している。基準外繰出金は給水区域の拡張事業に要する経費などの政策目的に加え、高額な水道料金を抑制する目的に対し繰り出されるものである。基準外繰出金があれば水道事業の経営が成り立たない中、いずれの市町も厳しい財政状況にあることから、独立採算を原則とする水道事業においては、水需要に応じた事業の再構築や適正な料金の改定を行うなど、可能な限り一般会計の負担軽減を図っていく必要がある。
- なお、構成団体の水道料金(家庭用20㎥/月・令和5年4月1日現在)は、4,708円/月から4,820円/月と山口県平均(2,726円/月)と比較し約1.7倍と高額な料金設定である。

<単年度損益の見通し>

(億円)

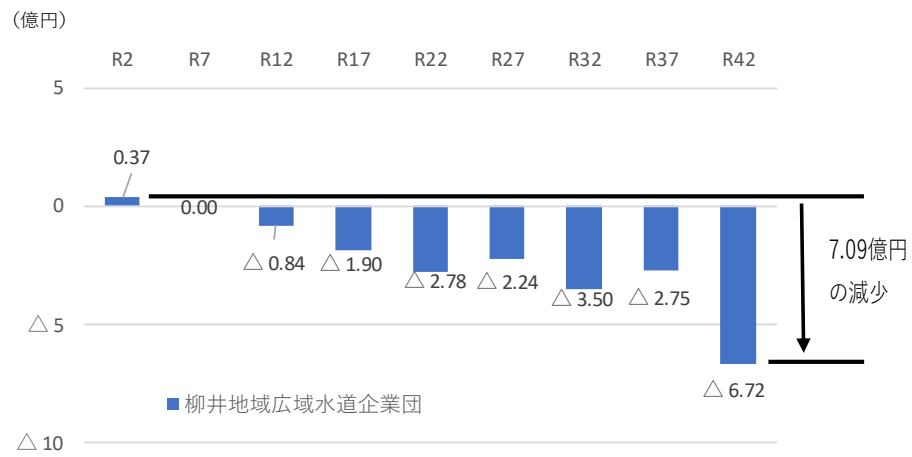
構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
柳井市	0.55	0.08	△ 0.55	△ 1.11	△ 1.67	△ 2.37	△ 3.25	△ 4.94	△ 5.52
周防大島町	0.84	△ 0.13	△ 0.91	△ 1.91	△ 2.67	△ 3.29	△ 3.92	△ 5.43	△ 7.47
上関町	△ 0.04	△ 1.68	△ 1.70	△ 1.75	△ 2.06	△ 2.15	△ 2.32	△ 2.58	△ 2.72
田布施・平生水道企業団	△ 0.28	△ 0.01	△ 0.50	△ 1.27	△ 2.04	△ 2.54	△ 3.19	△ 4.27	△ 5.68
計	1.07	△ 1.74	△ 3.66	△ 6.04	△ 8.44	△ 10.35	△ 12.68	△ 17.22	△ 21.39



17 給水原価：1㎥の水道水を作るのに必要な費用をいう。

18 基準外繰出金：一般会計から水道事業会計に繰り出す経費のうち公益性の観点から、例外的に総務省が示した繰出基準に合致しない経費をいう。

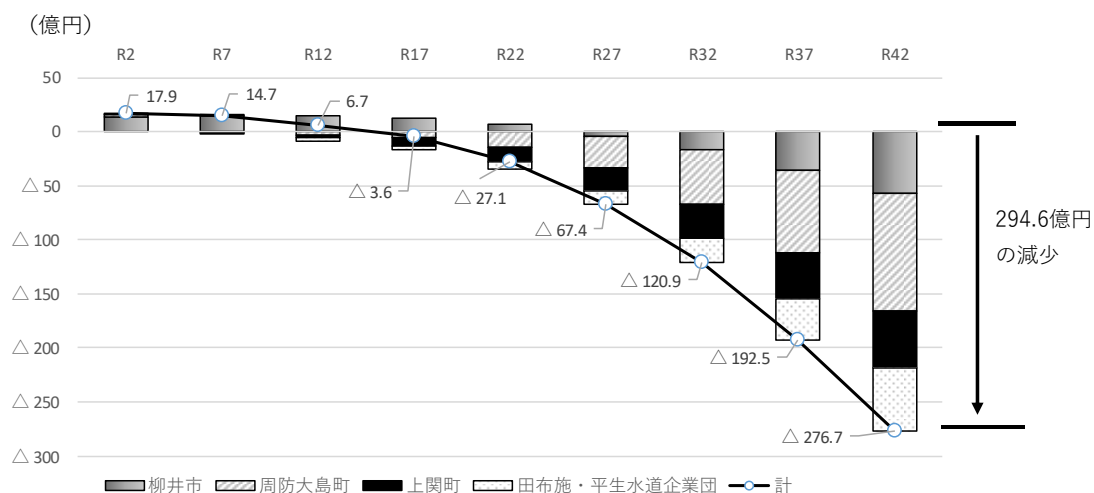
(億円)									
構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
柳井地域広域水道企業団	0.37	0.00	△ 0.84	△ 1.90	△ 2.78	△ 2.24	△ 3.50	△ 2.75	△ 6.72



<資金残高の見通し>

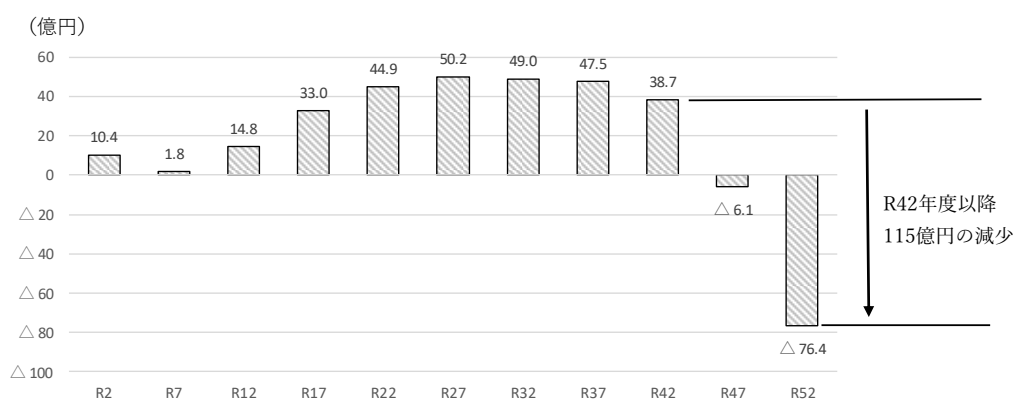
(億円)

構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
柳井市	14.0	15.2	14.6	12.3	7.0	△ 3.6	△ 16.6	△ 34.9	△ 56.9
周防大島町	2.6	0.6	△ 2.5	△ 5.6	△ 14.7	△ 29.6	△ 49.9	△ 76.4	△ 108.4
上関町	0.0	△ 0.1	△ 2.6	△ 7.0	△ 13.4	△ 21.7	△ 31.7	△ 42.9	△ 53.7
田布施・平生水道企業団	1.3	△ 0.9	△ 2.9	△ 3.3	△ 6.1	△ 12.5	△ 22.7	△ 38.3	△ 57.6
計	17.9	14.7	6.7	△ 3.6	△ 27.1	△ 67.4	△ 120.9	△ 192.5	△ 276.7



(億円)

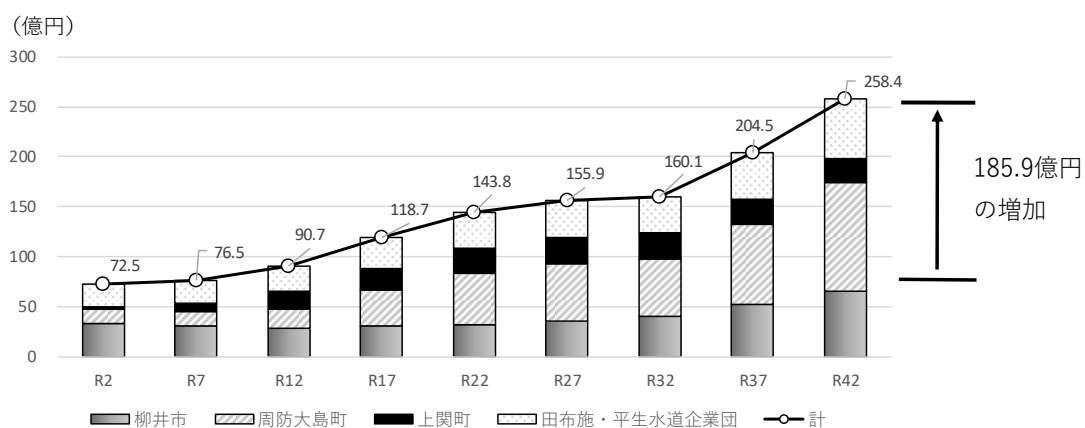
構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47	R52
柳井地域広域水道企業団	10.4	1.8	14.8	33.0	44.9	50.2	49.0	47.5	38.7	△ 6.1	△ 76.4



<企業債残高の見通し>

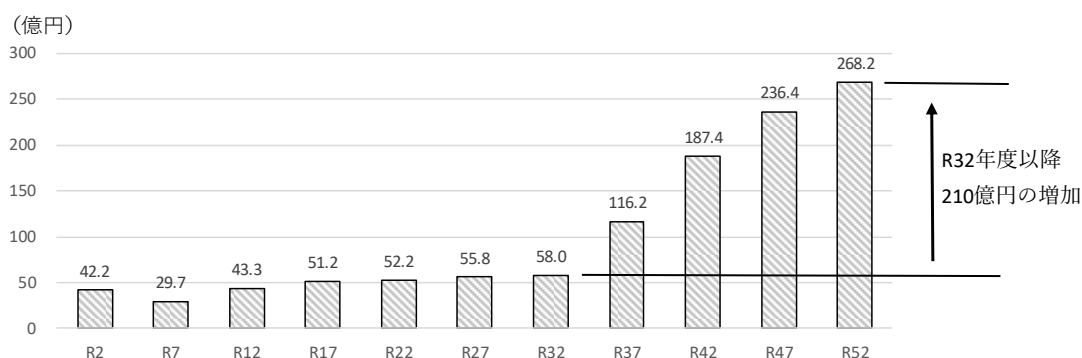
(億円)

構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
柳井市	32.9	30.0	28.6	30.1	31.3	35.1	40.7	52.2	65.0
周防大島町	14.9	14.9	19.2	35.9	52.4	57.4	56.6	80.7	109.8
上関町	2.1	8.8	17.2	22.0	24.7	26.5	27.0	25.1	23.3
田布施・平生水道企業団	22.6	22.8	25.7	30.8	35.5	36.9	35.8	46.4	60.4
計	72.5	76.5	90.7	118.7	143.8	155.9	160.1	204.5	258.4



(億円)

構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47	R52
柳井地域広域水道企業団	42.2	29.7	43.3	51.2	52.2	55.8	58.0	116.2	187.4	236.4	268.2



<給水原価の見通し>

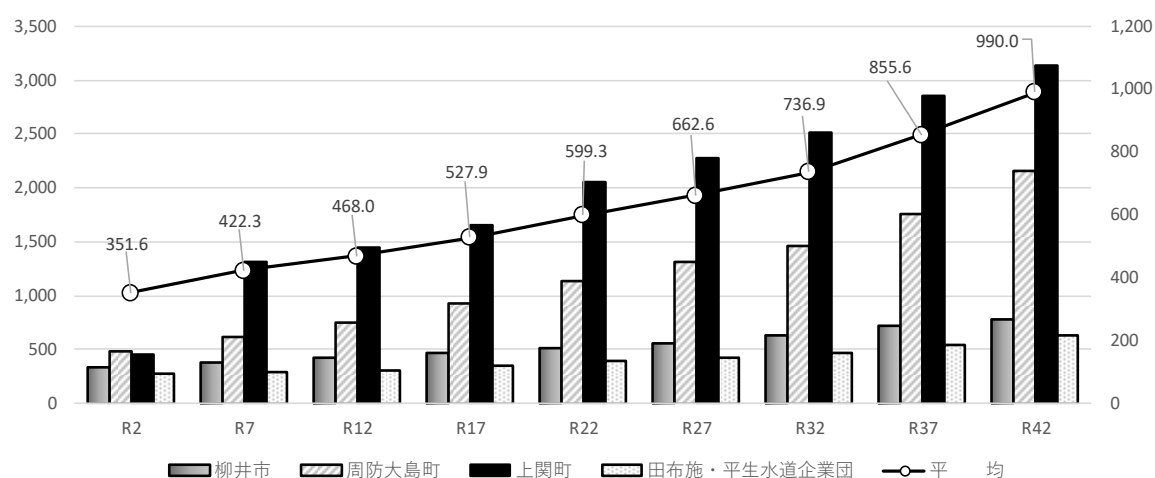
- ・ 受水費が 113 円/m³で推移するとした場合

(円/m³)

構成団体	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
柳井市	340.6	383.4	426.4	463.1	506.6	559.4	625.8	712.5	776.4
周防大島町	480.6	612.8	749.4	926.8	1,135.3	1,312.1	1,458.6	1,751.4	2,162.5
上関町	451.7	1,306.9	1,447.9	1,650.7	2,057.6	2,269.3	2,518.2	2,860.4	3,131.6
田布施・平生水道企業団	273.1	287.2	305.3	343.5	386.9	420.0	463.9	535.5	634.4
平均	351.6	422.3	468.0	527.9	599.3	662.6	736.9	855.6	990.0

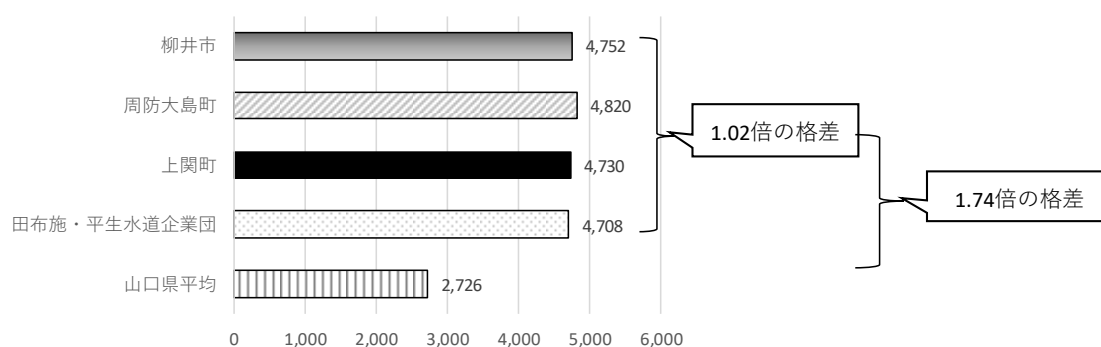
構成団体給水原価 (円/m³)

平均給水原価 (円/m³)



<構成団体の水道料金>

- ・ 家庭用 20 m³/月を使用した場合 (令和 5 年 4 月 1 日現在)



※ 柳井市は令和 5 年 12 月検針分より、5,137 円に値上げを実施 (平均改定率 8.21%)

※ 田布施・平生水道企業団は、毎月検針は令和 6 年 7 月検針分から、隔月検針は令和 6 年 8 月検針分から、5,130 円に値上げを実施 (平均改定率 8.03%)

(4) 人材・技術力

- 構成団体の水道事業等に従事する職員数¹⁹は、平成28年度の41人から令和2年度には35人まで減少している。類似団体の平均20人より多い状況にあるが、柳井地域では遠距離導水や多くの離島を抱えており、単純比較は難しい状況にある。
- 技術系職員数は、類似団体の10人と比較し、18人となっている。
- 水道業務の平均経験年数は、類似団体の12年/人と比較し、水道事業では4.8年/人と半分に満たない経験年数に留まっている。
- 職員の平均年齢は45歳と類似団体と同様である。
- 今後、人口減少等に伴い料金収入が減少する中、増加する施設や管路の更新に伴う財源の確保等、水道事業等を取り巻く厳しい経営状況を解決するため、水道の専門知識等を有する人材の育成や技術の継承が課題となっている。

<職員数>

(人)

構成団体	H28	H29	H30	R1	R2
柳井市	15	11	10	9	9
周防大島町	12	13	13	13	11
上関町	1	1	1	2	2
田布施・平生水道企業団	6	6	6	6	6
柳井地域広域水道企業団	7	7	7	7	7
計	41	38	37	37	35

※令和2年度類似団体平均（給水人口5万人から10万人未満の水道事業）20人

<技術系職員数>

(人)

構成団体	H28	H29	H30	R1	R2
柳井市	7	6	6	5	5
周防大島町	0	0	0	6	7
上関町	0	0	0	1	0
田布施・平生水道企業団	3	3	3	3	3
柳井地域広域水道企業団	3	3	3	3	3
計	13	12	12	18	18

※令和2年度類似団体平均 10人

19 職員数：水道事業等に従事する常勤職員をいう。

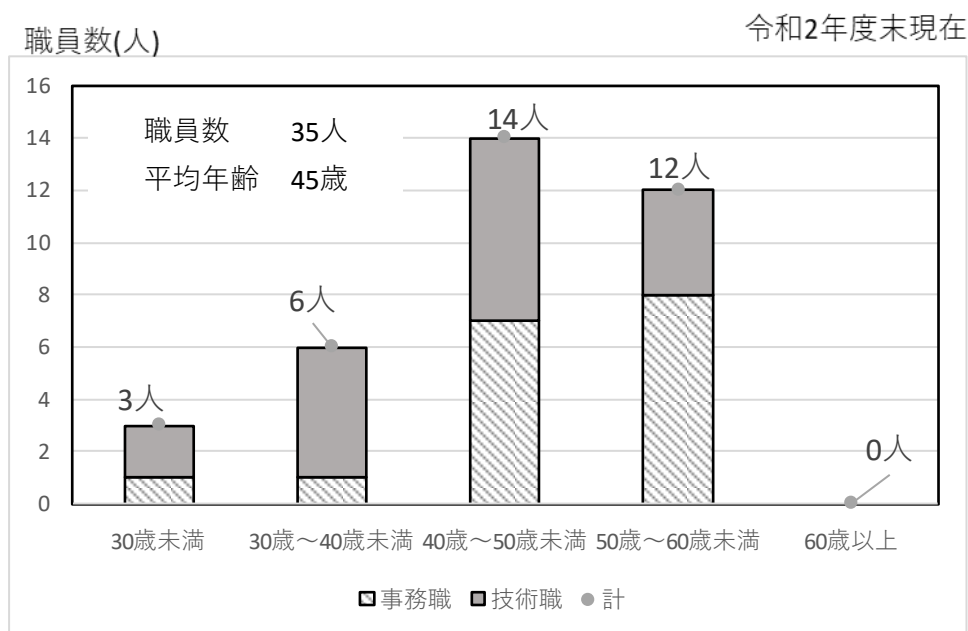
<水道業務平均経験年数>

年／人

構成団体	H28	H29	H30	R 1	R 2
柳井市	6	6	6	7	6
周防大島町	3	3	3	4	4
上関町	3	4	5	6	7
田布施・平生水道企業団	7	8	9	7	4
水道事業 平均経験年数	5.0	5.0	5.2	5.6	4.8
柳井地域広域水道企業団	21	22	23	23	24
全体 平均経験年数	7.8	8.2	8.6	8.9	8.7

※令和2年度類似団体平均 12 年/人

<世代別・職種別職員数>



※令和2年度類似団体の平均年齢 45 歳

第3章 組織・職員計画

1 組織・職員体制の基本的な考え方

- 企業団は、経営統合の効果を最大限に活かし、施設・管路の老朽化に伴う更新を行い、将来にわたって水道サービスの提供が可能となるよう、次の考え方に基づき組織体制を構築するとともに、将来的には更なる広範囲の枠組みによる広域連携について検討を進める。
 - ・ 簡素で効率的な組織
 - ・ 迅速な意思決定が可能な組織
 - ・ 中・長期的な視点から、更なる広域化・広域連携に向けた組織
 - ・ 住民から信頼されるガバナンス体制が確保された組織
- 経営統合時は、構成団体から円滑に業務を移行させるとともに、施設整備などの事業を円滑に行うため、業務量に応じた職員数を確保する。

2 企業団の経営形態

- 企業団の経営形態は水道用水供給事業に、1市4町の水道事業を加えた「経営の一体化」経営統合²⁰とする。
- 水道事業の経営の方法は、構成団体ごとに会計を区分したセグメント経理²¹を採用し、その考え方は次のとおり。
 - ・ 企業団の水道料金について、当面の間、経営統合前の構成団体の料金体系を引き継ぐとともに、料金の額も据え置く。
 - ・ 企業団の水道事業に係る経費は、料金収入や一般会計からの繰入金により、構成団体の水道事業のみに充てる。
 - ・ 水道用水供給事業の経費は、従前のおり料金（受水費）、企業債²²、補助金その他事業経営に伴う収入並びに構成市町からの出資金、長期貸付金及び負担金をもって充てる。
 - ・ 水道用水供給事業への出資金、長期貸付金及び負担金は、従前のおり計画受水量割80パーセント、計画給水人口²³割20パーセントとし、構成市町に分賦する。
 - ・ 企業団が作成する予算書及び決算書は、水道用水供給事業、水道事業の内容を個別・明瞭に整理し記載する。

3 名称

柳井地域広域水道企業団

20 「経営の一体化」経営統合：一つの事業体が複数の事業経営を行うこと。

21 セグメント経理：企業団の経営方針に基づき、企業団会計の中に独立した会計区分を設け、その会計区分の中で、独立的に運用することをいう。

22 企業債：地方公共団体が、地方公営企業の建設改良費の資金に充てるために国などから借りるお金のこと。

23 計画給水人口：水道事業経営の認可に係る事業計画書に記載された給水人口をいう。

4 組織機構

(1) 企業団議会

- 企業団の意思決定機関として企業団議会を置く。
- 企業団議会の議員定数は11人とし、構成市町ごとの定数は次のとおりとする。

<構成市町ごとの定数>

構成市町	定数の要件	定数
柳井市	年間有収水量 ²⁴ が200万m ³ を超える団体	3人
周防大島町、田布施町及び平生町	年間有収水量が100万m ³ を超え200万m ³ 未満の団体	各2人
岩国市※及び上関町	上記以外の団体	各1人

※岩国市については、水道用水供給区域（岩国市由宇町）にかかる有収水量とする。

- 企業団議会の議員は、構成市町の議会の議員の中から選出し、任期は、構成市町の議員の任期と同期間とする。
- 企業団議員に欠員を生じたときは、当該企業団議員の属する構成市町の議会において直ちに補欠議員の選挙を行わなければならない。
- 企業団議会の議員の選挙により、議長1人、副議長1人を選出する。
- 議長及び副議長の任期は企業団議員の任期による。
- 定例会の回数は、年2回とする。

(2) 執行機関

ア 企業長

- 企業団に企業長を置く。
- 企業長は、構成市町の長が互選する。
- 企業長の任期は、構成市町の長としての任期による。

イ 副企業長

- 企業団に副企業長5人を置く。
- 副企業長は、企業長以外の構成市町の長をもって充てる。
- 副企業長の任期は、当該構成市町の長としての任期による。

ウ 参与

- 企業団に参与6人を置く。
- 参与は、構成市町の副市長又は副町長をもって充てる。
- 参与の任期は、構成市町の副市長又は副町長としての任期による。

24 有収水量：料金収入が得られた水量のこと。

エ 事務局

- 企業団事務局に総務課、施設課及び工務課を置く。
- 総務課に、総務係、企画財政係及び営業係を置く。
- 施設課に、施設整備係及び施設維持係を置く。
- 工務課に、配水係及び給水係を置く。
- 更なる広域化・広域連携等を進め、経営の安定化を図るため、企画調整担当を置く。

オ 監査委員

- 企業団に監査委員 2 人を置く。
- 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、識見を有する者のうちから選任する。
- 監査委員の任期は 4 年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

カ 附属機関

- 経営統合前に企業団が設置している附属機関に加え、1 市 4 町が経営統合前に設置した水道事業に関する附属機関²⁵は、経営統合後、企業団において新たに設置する。
- 附属機関の事務は、企業団事務局において処理する。
- 更なる広域化の推進等を図るため、柳井地域水道事業広域化検討委員会は、経営統合後も継続する。

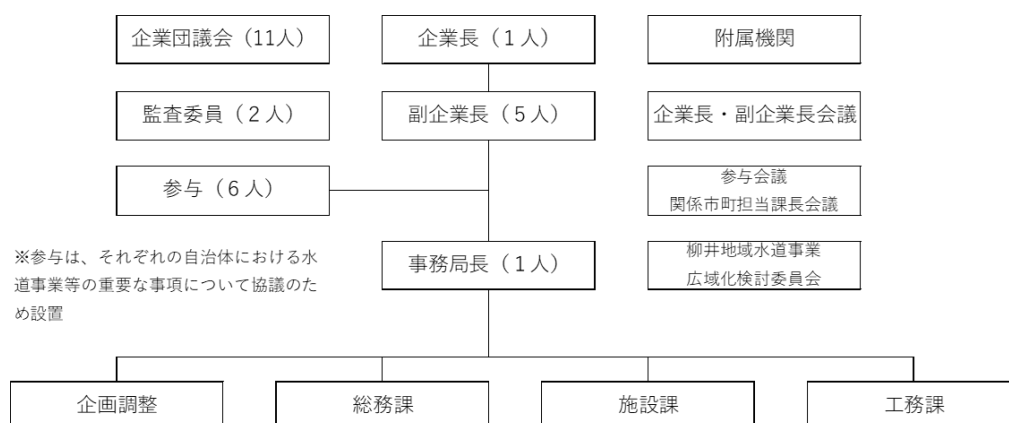
<附属機関の設置状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）>

構成団体	水道事業に関する附属機関	その他法定の附属機関
柳井市	柳井市上下水道事業経営審議会	一般行政部局において情報公開、個人情報保護等に関する附属機関を設置
周防大島町	周防大島町水道事業給水単価検討協議会	
上関町	上関町簡易水道事業運営委員会	
田布施・平生水道企業団	設置なし	個人情報保護審査会
柳井地域広域水道企業団	設置なし	情報公開・個人情報保護審査会

※ その他法定の附属機関のうち、行政不服審査会に関する事務は、いずれの団体も山口県市町総合事務組合において共同処理している。

25 水道事業に関する附属機関：水道事業管理者の諮問に応じ、水道事業に関する重要な事項について調査審議し、管理者に答申する組織のこと。

<組織図>



5 職員

(1) 職員数

- 職員数の上限を定める条例上の職員定数は40人とする。
- 経営統合時の職員の配置予定人数は、33人とする。
- 職員定数や職員配置は、令和8年度以降、毎年度、業務量を精査し、構成市町の意見を聞きながら見直していく。

(2) 職員の身分等

- 経営統合時から当分の間、職員は企業団の職員に加え、地方自治法第252条の17に基づき、1市4町からの職員の派遣で対応する。
- 1市4町からの派遣職員は、企業団と派遣元の1市4町の職員としての身分を併任し、その勤務条件等については、企業団と派遣元1市4町との協定により定める。
- 会計年度任用職員は、経営統合後の業務量に応じ、企業団において採用する。

(3) 人材育成

- 人材の計画的な育成や安定的な確保を目指すため、構成市町と協議の上、1市4町からの派遣職員に加え、計画的に職員採用を実施する。
- 職員の持つ水道の知識や技能を維持、向上させるため、公益社団法人日本水道協会（以下「水道協会」という。）等の外部団体が実施する研修会への参加や、公的機関の資格取得等に対する補助の実施を検討する。

6 庁舎

企業団の事務所は、柳井市南町一丁目10番2号に置く。

第4章 通信基盤・システム整備計画

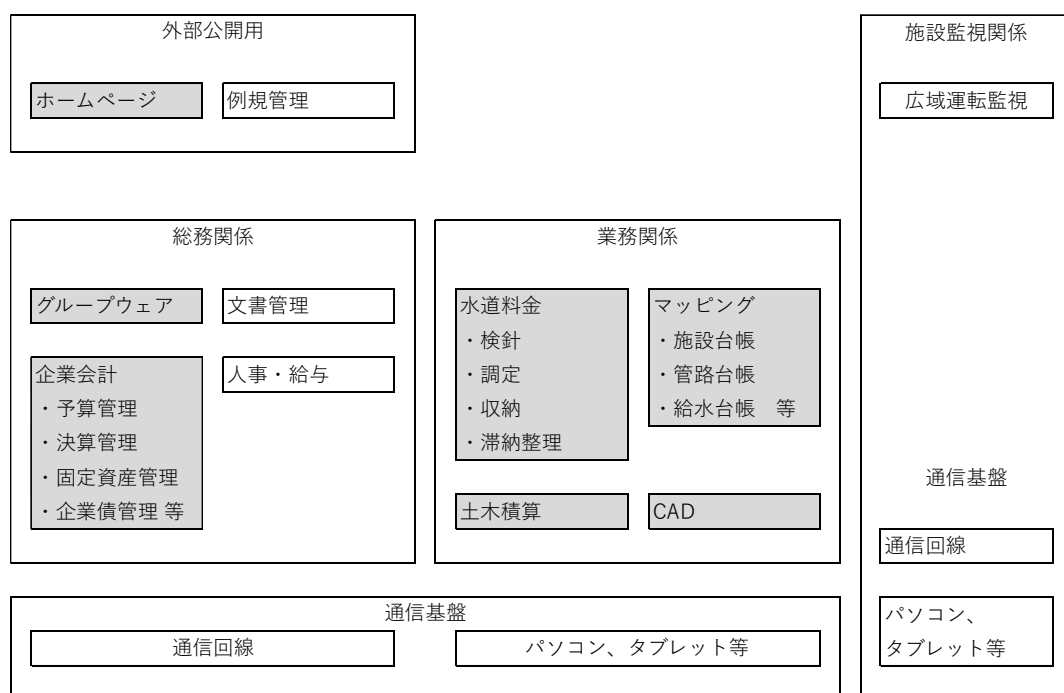
1 システム整備の基本的な考え方

- 個人情報をはじめ多様な情報を大量に扱うことから、快適な通信環境を整備するとともに強固なセキュリティを確保する。
- 経営統合後においても、申請手続等水道サービスの利便性の向上を図るとともに、業務の効率化、組織体制の強化を進める。
- 企業団がシステム等を新規に整備するために必要な経費を抑制するため、構成団体が構築している通信環境及びシステムを活用する。その上で、業務等のシステムを新規に構築する際には、国交付金の活用を図る。

2 整備概要

- 基本的な考え方に加え、企業団の事務所での事務を円滑に進めるため、グループウェア等総務系のシステムを経営統合時までに新規に構築する。
- 土木積算システムは契約数を精査し、構成団体が活用しているシステムを継続使用する。
- 管路情報システム及び浄水場等の遠隔監視を行う施設監視系システムは、当面、構成団体が活用しているシステムを継続利用し、将来的にシステムの統一化を検討する。
- 会計システム、料金システムは、令和9年度を目途にシステムを統一する。

<企業団におけるシステム整備のイメージ図>



<システム整備のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
グループウェア		準備 ・システム構築	運用開始			
例規管理システム		準備 ・システム構築	運用開始			
企業会計システム			※1 ※2	運用開始		
		※1：構成団体の現在のシステムで暫定運用 ※2：システム構築				
		準備※3 ※4 ※3：概算要望、※4：本要望				
料金システムの導入		準備 ・国交付金要望	※2 ※2：既存システムで暫定運用 システム構築	新システム導入		
管路情報システム (マッピングシステム)			※1 ※5 ※1：構成団体の現在のシステムで暫定運用 ※5：システムの統一化を検討			
土木積算システム		準備	運用開始			
遠隔監視システム			※1 ※6 ※1：構成団体の現在のシステムで暫定運用 ※6：遠隔監視システムの集約化の検討			
タブレット等による点検システム			※7 ※7：導入の検討			

第5章 業務運営計画

1 業務運営の基本的な考え方

- 経営統合後は、構成団体の経営統合前の基準や考え方に基づき、経営統合により強化される経営資源（ヒト・モノ・カネ）やスケールメリットを活用し、次により業務効率化を図る。
 - ・ 構成団体ごとに異なる各種業務基準や運用方法の統一
 - ・ 構成団体で共通する業務や物品等の一括発注
 - ・ 経営統合前の業務委託の状況を踏まえた民間活用の推進やDXの推進
- 構成団体が築き上げてきたノウハウや技術力を活かし、業務水準やサービスレベルの向上を図る。
- 組織・職員体制が拡充されることにより、迅速かつ効果的な危機管理体制を構築する。

2 営業業務

（1）営業窓口

- 企業団において、給水契約の受付や水道料金の収納などを担当する営業窓口を設置する。
- 構成団体が設置した主たる営業窓口は、経営統合後も企業団が維持する。
- その他の営業窓口は、1市4町に業務の一部を委託して設置する。
- 営業窓口は、水道サービス水準の維持を前提に、1市4町と協議の上、その内容を決定する。

<営業窓口の体制（令和5年4月1日現在）>

構成団体	主たる営業窓口	その他営業窓口	担当課
柳井市	<委託> 柳井市役所内 柳井市・周防大島町 上下水道料金 お客様センター	柳井市会計課 各出張所(8か所) 連絡所(1か所)	柳井市 上下水道部水道課
周防大島町		周防大島町水道課 各支所(4か所) 出張所(7か所)	周防大島町 上下水道部水道課
上関町	<直営> 上関町土木建築課	上関町出納室 各出張所等(5か所)	上関町 土木建築課
田布施・平生水道企業団	<委託> 田布施・平生水道企業団内	田布施町会計室 平生町出納室	田布施・平生 水道企業団水道課

（2）業務内容

- 経営統合時の営業業務は、民間委託をはじめ構成団体の経営統合前の業務体制を引き継ぐ。
- 検針、調定、収納及び滞納整理業務等は、当面、構成団体の経営統合前の運用方法によるものとし、令和9年度を目途に統一する。
- 経営統合後、営業業務の統一、水道料金システムの統合に併せ、令和9年度以降の業務委託のあり方（委託の一括発注、業務委託範囲）等、業務体制の見直しを行う。

<営業体制及び業務内容（令和5年4月1日現在）>

構成団体	給水契約	検針	調定	収納	給水停止等
柳井市 周防大島町	<委託> 窓口 電話 インターネット	<委託> 隔月検針	<委託> 下水道使用料 と一括請求	<委託> 口座振替 コンビニ 窓口 スマホ決済	<委託> 催告 給水停止 不納欠損
上関町	<直営> 窓口 電話	<委託> 隔月検針	<直営> 下水道使用料 と別請求	<直営> 口座振替 窓口	<直営> 催告 給水停止 不納欠損
田布施・平生 水道企業団	<委託> 窓口 電話	<委託> 隔月検針 (一部毎月検針)	<委託> 下水道使用料 と一括請求	<委託> 口座振替 コンビニ 窓口	<委託> 催告 給水停止 不納欠損

<営業業務のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
営業窓口体制		準備	業務開始			
			既存契約の引継ぎ		包括外部委託の統一	
インターネットによる給水契約の受付開始		準備	業務開始及び段階的導入			
検針、調定、収納、滞納整理業務の運用の統一		準備	※ 1	運用の統一		
			※ 1：構成団体の現在の運用で暫定運用			
収納方法の統一 コンビニ収納の取扱店舗の拡大 スマートフォン決済の拡大		金融機関等との調整	準備	収納方法の統一		
			取扱店舗の拡大 スマートフォン決済の拡大			
料金システムの導入 【再掲】		準備 ・国交付金要望	※2	新システム導入		
			※2：既存システムで暫定運用 システム構築			
スマートメーターの導入				導入検討 ※3		
			※3：令和11年度以降、段階的導入			

3 給水装置工事業務

(1) 給水装置工事窓口

- 給水装置²⁶工事の受付、審査、工事立会、完了検査などの給水装置工事業務を行う給水装置工事窓口は、企業団の事務所に設置する。

(2) 業務内容

- 給水装置工事に係る設計・施工・維持管理基準、工事費用の負担方法など給水装置工事に係る事務手続は、令和7年度を目途に統一する。
- 量水器の購入は、経営統合時から一括発注を図り、コストの縮減を行う。
- 量水器の交換業務は、令和9年度を目途に統一する。

<給水装置工事業務の業務体制（令和5年4月1日現在）>

構成団体	主たる営業窓口	その他営業窓口	担当課
柳井市	<直営> 上下水道部水道課	なし	柳井市 上下水道部水道課
周防大島町	<直営> 上下水道部水道課	なし	周防大島町 上下水道部水道課
上関町	<直営> 土木建築課	なし	上関町 土木建築課
田布施・平生水道 企業団	<直営> 田布施・平生 水道企業団水道課	なし	田布施・平生 水道企業団水道課

26 給水装置：配水管から各家庭に布設した給水管と、給水管に直結する蛇口などの給水用具をいう。水道水の汚染や漏水を防ぐため、構造や材質などの基準が定められ、その工事も水道事業者が指定する者でなければ行うことができない。

<給水装置工事業務のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
給水装置工事窓口体制		準備	1か所の窓口で実施			
給水装置工事に係る手数料			準備※1	手数料の統一		
			※1 条例の統一			
給水装置工事に係る加入負担金			準備※1			
			※1 条例の統一			
給水装置工事に係る基準、事務手続の統一		準備※1 ※2	基準、事務手続の統一			
		※1 条例等の統一 ※2 業者への説明				
量水器の一括購入		共同発注	一括発注			
量水器の交換業務		準備	※3	発注方法等の統一		
			※3 構成団体の現在の運用で暫定運用			
未普及地域対応 飲料水対策		準備※4	※3	対応の統一		
		※4 要綱の統一	※3 構成団体の現在の運用で暫定運用			

(3) 指定給水装置工事業業者

- 構成団体が指定している指定給水装置工事業業者²⁷(以下「指定業者」という。)は、企業団において、その指定の範囲内において引き継ぐ。
- 経営統合後に企業団が指定した指定業者の申請は、企業団が経営する業務範囲内とする。
- 指定業者の指定等に係る基準や事務手続き、手数料は経営統合時に統一する。

²⁷ 指定給水装置工事業業者：水道法第16条の2第1項に基づき、給水装置の工事を適切に行うことができると水道事業者が認め、指定した者をいう。

<指定給水装置工事事業者のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
指定給水装置工事事業者に係る基準、事務手続、手数料の統一		準備※1※2 ※1 条例等の統一 ※2 業者への説明	基準、事務手続、手数料の統一			
指定給水装置工事事業者の処分		準備※2 ※2 業者への説明	基準の統一			

4 運転監視業務

(1) 運転監視拠点

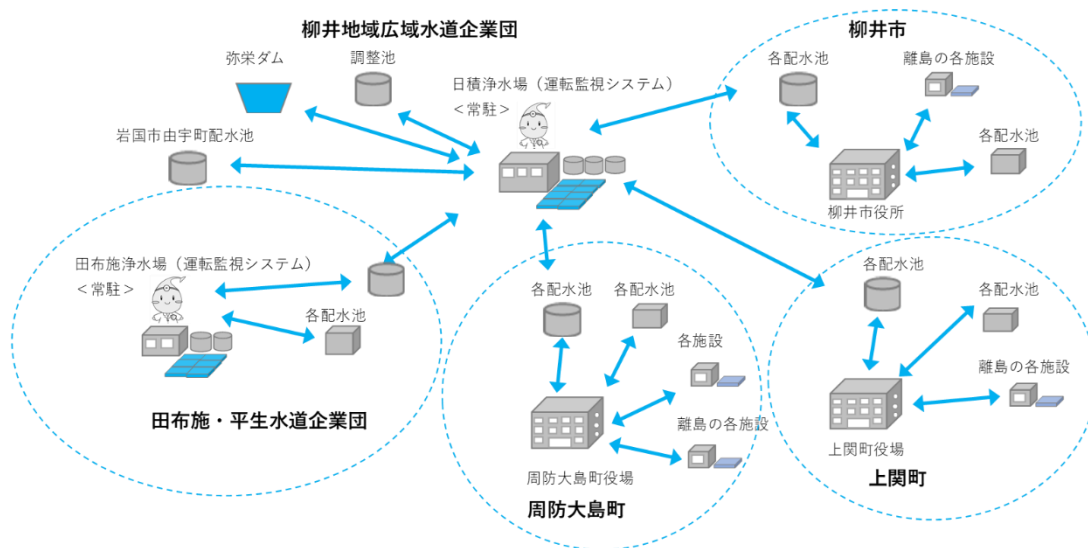
- 浄水場や配水設備などの運転状況の監視を行う運転監視拠点は、経営統合時は、経営統合前の拠点を維持するが、経営統合後の企業団の事務所への通報体制を整備する。
- 遠隔監視システムは、経営統合後に見直しを行う。

(2) 業務内容

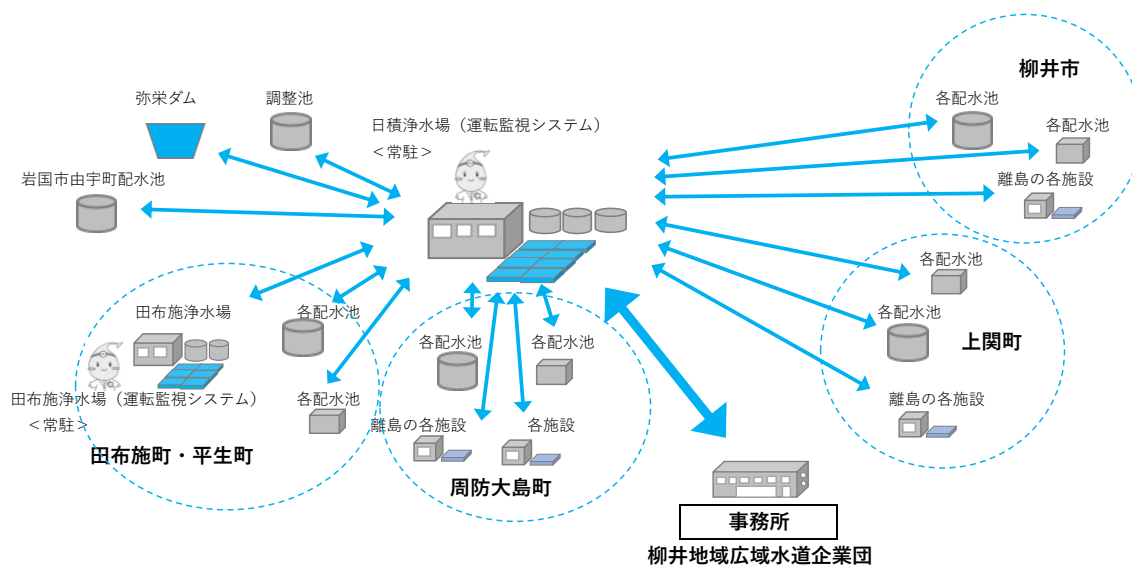
- 経営統合時の運転監視業務は、民間委託をはじめ構成団体の経営統合前の業務体制を引き継ぎ、実施する。
- 経営統合後、運転監視業務について、遠隔監視システムの見直しに併せ、複数の浄水場や配水池などの運転監視を一つの運転監視拠点で行えるなどの運転監視拠点の集約の検討、委託のあり方を含め業務体制の見直しを行う。

<運転監視業務のイメージ図>

【現在】



【計画】



※ 水道マスコットキャラクターは、常駐職員（委託を含む）が配置される

<運転監視業務のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
運転監視業務体制	準備※1		※ 2		包括委託	
	※1：日積浄水場の委託満了に併せた、全ての施設の包括委託のあり方について検討		※2：構成団体の現在の委託形態で暫定運用 （調整可能な限り、包括委託を行う。）			
遠隔監視システム 【再掲】			※3 ※4			
			※3：構成団体の現在のシステムで暫定運用 ※4：遠隔監視システム集約化の検討			

5 保全業務

(1) 保全拠点

- 施設、設備、管路の保全を行う保全拠点は、経営統合時から企業団の事務所に集約し、施設課及び工務課において業務を行う。

(2) 業務内容

- 経営統合時の保全業務²⁸は、民間委託をはじめ構成団体の経営統合前の業務体制を引き継ぎ、実施する。
- 経営統合時は、構成団体の経営統合前のマッピングシステム等を引き継ぐ。
- 経営統合後、マッピングシステムの統合を検討する。
- マッピングシステム統合に併せ、タブレット等による点検システムの導入を検討する。
- 経営統合後、施設や管路の更新計画並びにアセットマネジメント²⁹の考えに基づき、施設、設備、管路の点検内容や頻度などの保全基準について、令和9年度を目途に統一する。
- 水道薬品について、一括発注を含めた包括委託など、調達コストの縮減の検討を行う。

28 保全業務：水道事業の機能を維持するために実施する、水道施設の運転、巡視、保守、点検、診断等の工事を伴わない業務のこと。

29 アセットマネジメント：将来にわたり水道事業の経営を安定的に持続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理のこと。

<保全業務のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
保全業務体制		引継	1か所で業務実施			
保全基準の統一			※1	保全基準の統一		
			※ 1：構成団体の現在の基準で暫定運用			
薬品の一括発注			一括発注の検討	一括発注		
管路情報システム （マッピングシステム）【再掲】			※ 1	※ 2		
			※ 1：構成団体の現在の基準で暫定運用			
			※ 2：システム統一化検討			
タブレット等による点検システムの導入【再掲】			※ 3			
			※ 3：導入の検討			

6 水質管理業務

(1) 水質検査

- 経営統合時までに水質検査計画³⁰を策定し、採水箇所、任意検査の項目の設定、検査の頻度などを、構成団体と協議の上、定める。
- 経営統合時の水質検査業務³¹は、自己検査を基本として、登録水質検査機関³²なども活用し、経営統合前の水質検査体制を引き継ぐ。
- これまで、各構成団体では困難だった水質のリスク評価、地域の水質課題の解決、浄水技術の調査・研究などについて、実施体制を整え、水質検査体制の強化を図る。
- 経営統合後、水質検査について、水質事故リスクや経済的なリスク、アセットマネジメントの考え方も取り入れ、民間委託や他の事業体への委託等について検討する。

30 水質検査計画：水道法施行規則第15条第6項に基づき、水道原水及び水道水の水質検査について、検査項目、地点、頻度などを示した計画をいう。水道事業者は、毎年度の策定が義務付けられている。

31 水質検査業務：水道法上の法定検査と任意検査に分けられる。法定検査は、1日1回以上行う色、濁り、残留塩素を検査する毎日検査と、一般細菌や大腸菌など水質基準項目（51項目）に基づく検査がある。法定検査以外に、国が定めた水質管理目標設定項目（27項目）や、その他水道事業者が独自に定めた項目を任意で検査することもできる。

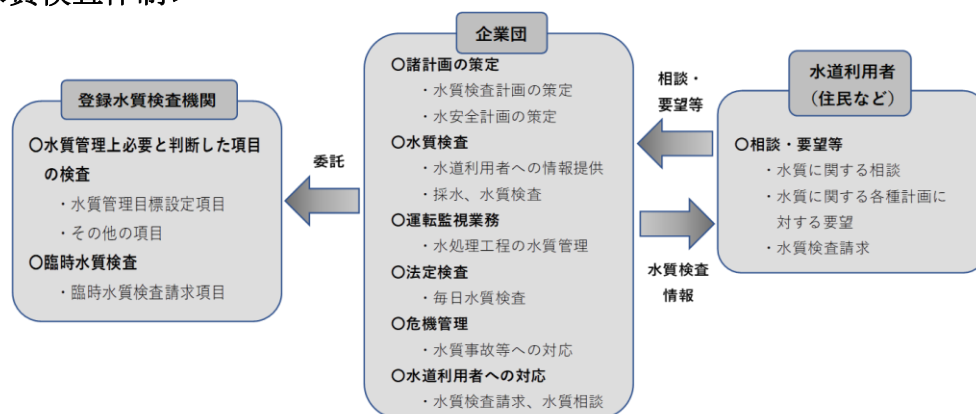
32 登録水質検査機関：水道法第20条の2の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣登録を受けた水質検査機関をいう。

<水質検査体制の現状（令和5年4月1日現在）>

構成団体	水質検査施設	法定検査		任意検査	
		毎日検査 (委託先)	水質基準項目 (委託先)	水質管理目標設定項目 (委託先)	その他の項目 (委託先)
柳井市	西浦浄水場		委託(企業団)	委託(民間)	
	東浦浄水場		委託(企業団)	委託(民間)	
	末端給水	個人(9人)	委託(企業団)		
周防大島町	大崎白石浄水場		委託(企業団)	委託(民間)	
	前島水源地		委託(企業団)	委託(民間)	
	源明水源地		委託(企業団)	委託(民間)	
	笠佐水源地		委託(企業団)	委託(民間)	
	末端給水	個人(23人)	委託(企業団)		
上関町	祝島浄水場		委託(企業団)	委託(民間)	
	八島浄水場		委託(企業団)	委託(民間)	
	末端給水	直営	委託(企業団)		
田布施・平生 水道企業団	田布施浄水場		委託(企業団)	委託(民間)	
	佐合島ポンプ場		委託(企業団)	委託(民間)	
	末端給水	委託(民間)	委託(企業団)		
柳井地域広域 水道企業団	日積浄水場		直営	直営・一部委託(民間)	
	末端給水(配水池)	直営	直営		
合計	水質検査施設： 柳井地域広域水道企業団		採水箇所 64箇所	採水箇所 19箇所	
			直営・委託(企業団)	直営・委託(民間)	

※：部分的な補助は委託に含まれる

<水質検査体制>



<水質検査業務のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
水質検査計画		● 策定	● 策定	● 策定	● 策定	● 策定
水質検査体制の整備			実施			

(2) 水源保全

- 将来にわたって、安全・安心でおいしい水を安定的に供給していくため、水道水源の保全活動に積極的に取り組む。
 - ・ 水資源の重要性を普及啓発するため、水道施設の見学会の実施や広報紙、ホームページ等を活用
 - ・ 水道水源の保全に関する協議会（小瀬川水質保全連絡協議会）や、水源涵養活動への参画
 - ・ 水源周辺のWebカメラによる不法投棄や水質汚濁の監視

<水源保全のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
水源保全			普及啓発、 水道水源の保全に関する協議会等への参画、 水源周辺の監視			

7 工務

- 入札契約制度や設計積算（システム）、工事検査業務などの工事関連の基準は、経営統合時までに統一を図る。
- 経営統合前、市町部局で入札契約事務を執行している構成団体においては、経営統合時からは企業団に引き継ぐ。
- 指名審査会については、企業団の指名審査会の基準により行う。
- 工事の実施に当たっては、構成市町と協議しながら実施する。管工事組合など地元の工事事業者の受注機会に配慮するとともに、新規事業者の工事受注機会の確保や、ホームページなどにより工事予定や入札情報の発信を行う。
- 複数年発注をはじめ工事を平準化し、年間を通じ安定的な工事量の確保に努める。

<工務のロードマップ>

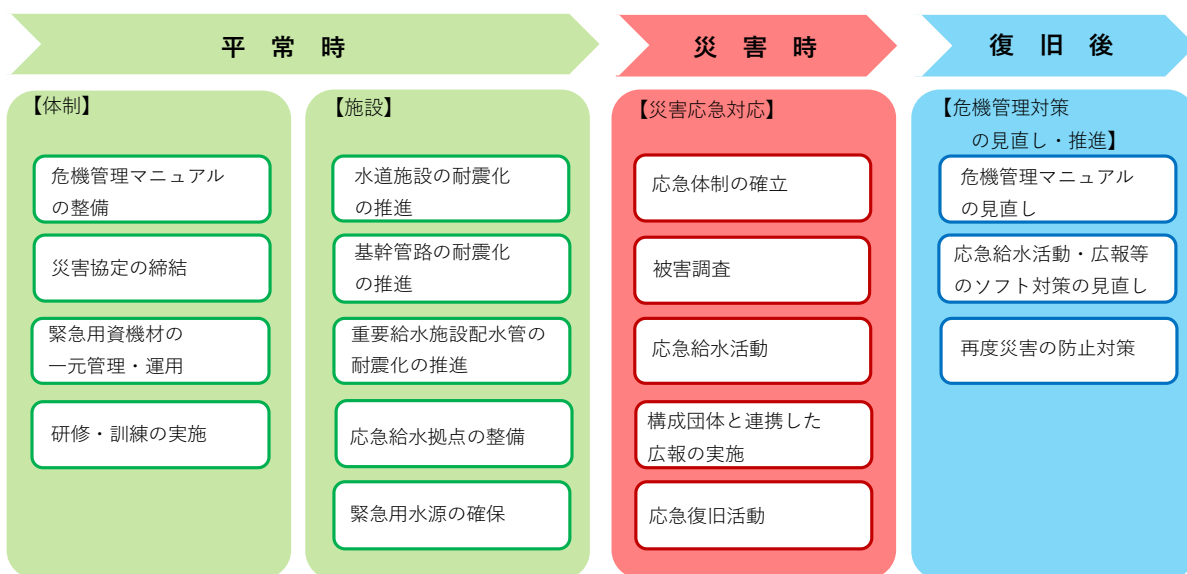
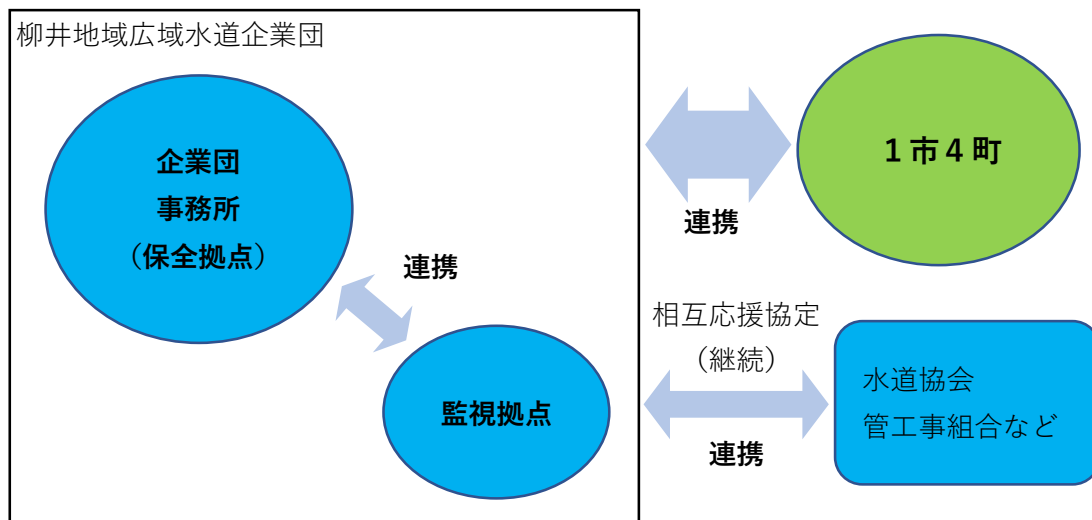
項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
入札制度、工事基準の統一		準備	運用開始			
指名審査会の再編		準備	運用開始			
工事事業者の確保		準備	入札情報の発信、工事の平準化			

8 危機管理

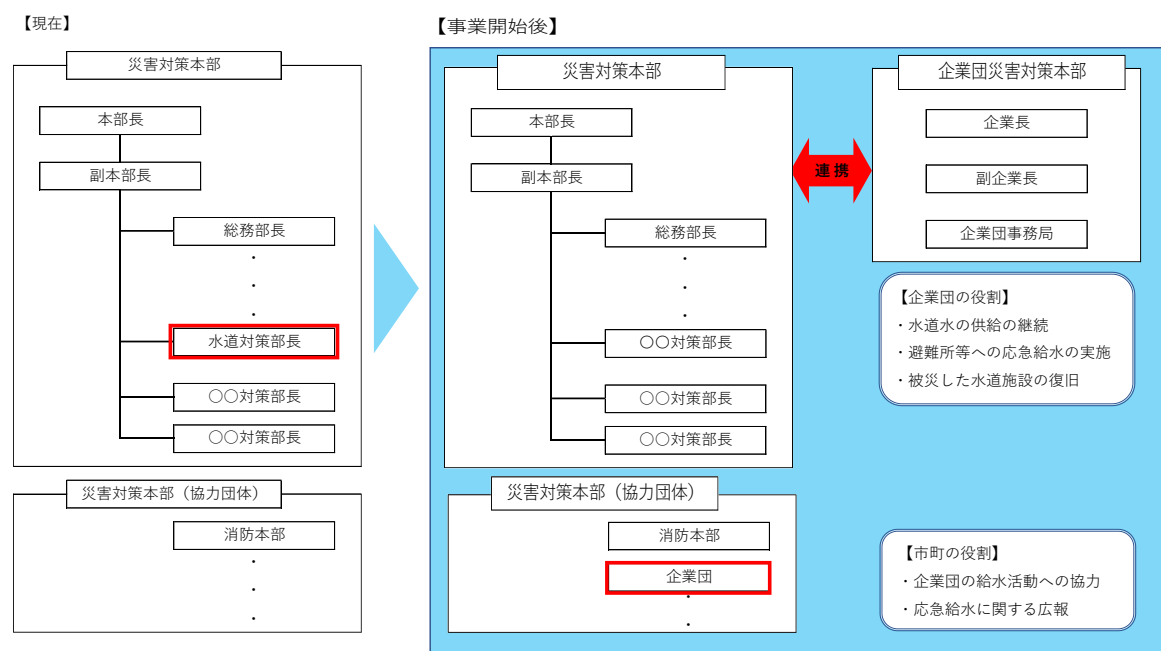
- 地震、風水害などの自然災害、水質汚染事故、施設事故・停電、管路事故、給水装置凍結、テロ、濁水、感染症など（以下「危機事案」という。）に対し、経営統合時は、構成団体の危機管理マニュアル³³を運用することとし、経営統合後、速やかに新たな危機管理マニュアルを整備し、企業団として、危機事案や施設の復旧に適切に対処できる体制を整備する。
- 経営統合後、速やかに1市4町と災害協定を締結する。また、1市4町の地域防災計画に企業団の役割を明確化するとともに、危機事案発生時に1市4町と企業団が連携し、一体となって対処する体制を構築する。
- 構成団体が締結している水道協会など各種団体との相互応援協定は、企業団に引き継ぎ、相互応援体制を維持する。
- 断水時には、病院などの重要給水施設や避難所等に対し、必要に応じて水道協会等の支援を受けながら、給水車による運搬給水を行い、応急給水を実施する。
- 構成団体が保有する給水車や給水用具、給水袋、緊急用資材等は、構成団体と協議し全部又は一部を企業団に引き継ぐ。緊急用資機材は危機事案発生時に迅速かつ広域的に利活用できるよう既存の資材倉庫に加え、必要に応じ、構成団体が所有する倉庫を活用し、企業団が保管・管理を行う。
- 田布施浄水場は、災害時など、日積浄水場のバックアップ機能を有している唯一の施設であるため、緊急時の給水水源としての利活用について、施設再編、維持管理も含め、田布施町及び平生町と協議・検討を進める。
- 職員の危機事案への対応能力を向上させるため、定期的に危機管理研修や事故対応訓練を実施する。

33 危機管理マニュアル：各水道事業体が、地震や風水害等の自然現象及び水質汚染事故、施設事故等の人為的な原因により災害が発生した場合、規模・地域特性に応じた、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に持続し、サービスレベルを一定以上保つため、諸活動を迅速かつ的確に行うためのマニュアルのこと。

<企業団における危機管理体制>



<災害時における1市4町との連携体制（イメージ）>



<危機管理のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
危機管理体制の整備		準備	応急給水や施設復旧に適切に対処できる危機管理体制の整備			
構成団体との連携体制の構築		構成団体との調整	● 構成団体との連携体制の構築 災害協定の締結			
研修・訓練の実施			研修・訓練の実施			
緊急用資機材の一元的な保管・管理		構成団体との調整	緊急用資機材の一元的な保管・管理			

9 その他

- 企業団は、柳井市、周防大島町、田布施町及び平生町が実施する下水道事業³⁴の使用料収納業務について、経営統合時に市町から受託して実施する。

<企業団が受託する下水道事業の業務範囲>

項目	受託先	受託業務の範囲
下水道事業	柳井市 周防大島町 田布施町 平生町	・ 使用開始・中止の受付 ・ 使用料に関する検針業務 メーター検針 調定・収納（認定は下水道部局が実施） 滞納整理（督促、催告、計画納付）

※ 企業団が柳井市、周防大島町、田布施町及び平生町から、経営統合時に上記業務を受託するに当たり、経営統合前の条件（委託料など）を引き継ぐ。

<受託業務のロードマップ>

項目	準備期間		企業団による業務運営			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
下水道料金の収納業務等の受託	準備		下水道料金の収納業務等の受託			

- 企業団は、1市4町が実施する飲料水対策業務について、経営統合後は市町と協力して実施する。

<企業団が協力する飲料水対策の業務範囲>

項目	受託先	受託業務の範囲
飲料水対策業務	柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町	・ 水道未普及地域の井戸水対策 水質汚濁、井戸枯れ等による応急給水等

34 下水道事業：公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む。）、集落排水事業等をいう。

第6章 施設整備計画

1 施設整備の基本的な考え方

- 水道事業ごとに施設・管路の機能診断・耐震診断を行い、老朽度、緊急度及び重要度を考慮した更新計画³⁵を策定し、将来の水需要を見据えた上で、次の考え方に基づき再編整備を行い、将来の更新費用や維持管理費を縮減する。
 - ・ 柳井地域広域水道企業団の送水施設は、構成市町と協議の上、責任水量制³⁶の考え方に縛られることなく、可能な限りダウンサイジングを進めることとする。ただし、ダウンサイジングを進める際には、水源系統が一系統であるため、施設規模については災害時等の断水時間も考慮した上で検討を行う。
 - ・ 構成団体の配水施設は、地域ごとの将来の水需要を検討した上で、施設や管路の更新時期に併せ、ダウンサイジングや施設再編を行う。
 - ・ 日積浄水場から、末端給水まで、水需要の減少により滞留時間が長い地域があるため、水質管理を考慮し施設再編を進める。
 - ・ 田布施浄水場は、災害時など、日積浄水場のバックアップ機能を有している唯一の施設であるため、更新時期までに、時間をかけてダウンサイジングや施設再編、維持管理も含め、田布施町及び平生町と協議・検討を進める。
 - ・ 離島は、今後、人口減少等により水需要が減少していく一方で、施設について老朽施設も多く、離島であることから日常の維持管理にも不安な状況にあるため、施設更新時にはダウンサイジングや維持管理の方法について、総合的に検討を進める。
- 施設の更新は、法定耐用年数ではなく、アセットマネジメントの考え方に基づき実施するとともに、更新時にはダウンサイジングを考慮する。
- 施設・管路の更新に併せ、地域特性や費用対効果を考慮しながら、次のとおり施設の強靱化など危機管理対策を実施し、災害や事故に強い水道を整備する。
 - ・ 基幹管路や重要給水施設配水管路³⁷を設定の上、耐震化を進める。
 - ・ 災害から復旧までの間、応急給水に必要な水を確保し、給水車に補給するための給水基地³⁸を整備する。

35 更新計画：老朽管や老朽施設の更新を効率的かつ効果的に実施するための計画のこと。

36 責任水量制：供給契約で結んだ水量を、責任をもって引き受ける制度であり、実際に使用した水量が契約水量より少ない場合でも、契約水量分の料金を払う制度のこと。

37 重要給水施設配水管路：震災時において、給水が特に必要な重要給水施設に供給する重要な管路のこと。

38 給水基地：応急給水隊（応急給水班）に水を補給する浄水場や配水池等のこと。

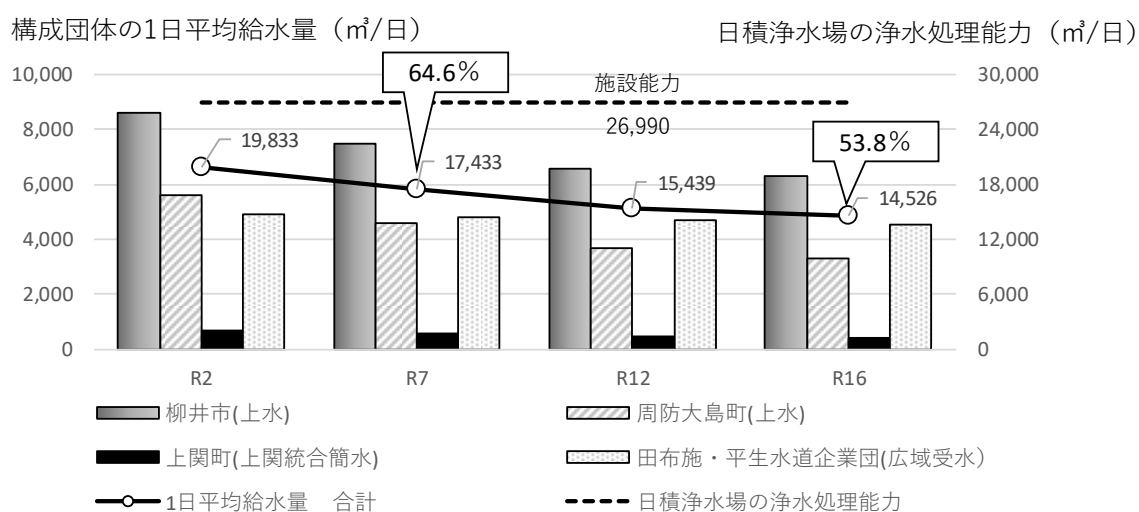
2 水需要予測

(1) 構成団体の水需要予測

< 1 日平均給水量の推移 >

- 企業団から受水を受ける構成団体の 1 日平均給水量は、人口減少や節水機器等の普及に伴い、令和 16 年度には約 15 千 m^3 /日まで減少し、日積浄水場の浄水処理能力に対する稼働率は、53.8%まで減少する見込みである。 (m^3 /日)

構成団体	実績値	推計値			増減
	R2	R7	R12	R16	R7-R16
柳井市(上水)	8,619	7,486	6,599	6,287	$\triangle$ 1,199
周防大島町(上水)	5,624	4,574	3,657	3,297	$\triangle$ 1,277
上関町(上関統合簡水)	685	570	475	423	$\triangle$ 147
田布施・平生水道企業団(広域受水)	4,905	4,803	4,708	4,519	$\triangle$ 284
計	19,833	17,433	15,439	14,526	$\triangle$ 2,907
日積浄水場の浄水処理能力	26,990	26,990	26,990	26,990	—
浄水処理能力に対する稼働率	73.5%	64.6%	57.2%	53.8%	$\triangle$ 10.8%

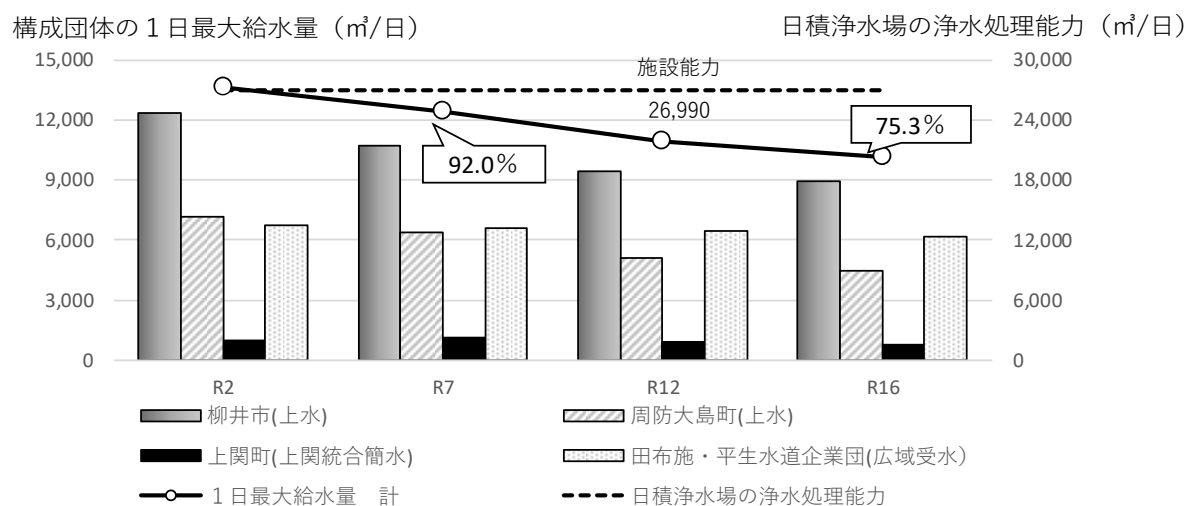


< 1 日最大給水量の推移 >

- 施設能力の設定の基となる 1 日最大給水量は、令和 16 年度には約 20 千 m^3 /日まで減少し、日積浄水場の浄水処理能力に対する稼働率は、75.3%まで減少する見込みである。

(m^3 /日)

構成団体	実績値	推計値				増減
	R2	R7	R12	R16	R7-R16	
柳井市(上水)	12,378	10,757	9,483	8,919	$\triangle$ 1,838	
周防大島町(上水)	7,177	6,361	5,085	4,458	$\triangle$ 1,903	
上関町(上関統合簡水)	965	1,089	907	790	$\triangle$ 299	
田布施・平生水道企業団(広域受水)	6,752	6,616	6,486	6,160	$\triangle$ 456	
計	27,272	24,823	21,961	20,327	$\triangle$ 4,496	
日積浄水場の浄水処理能力	26,990	26,990	26,990	26,990	—	
浄水処理能力に対する稼働率	101.0%	92.0%	81.4%	75.3%	$\triangle$ 16.7%	

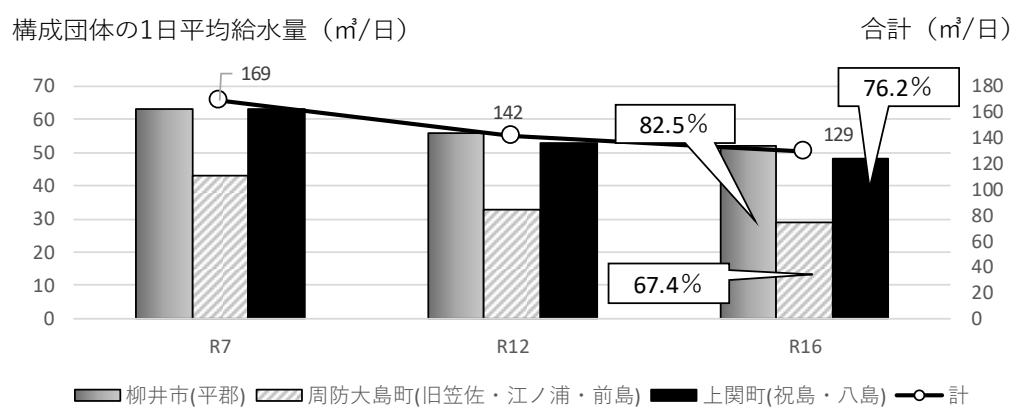


(2) 離島の水需要予測

- 離島では、令和7年度から令和16年度までの10年間で、1日平均給水量では76.3%、1日最大給水量では75.4%まで減少する見込みである。

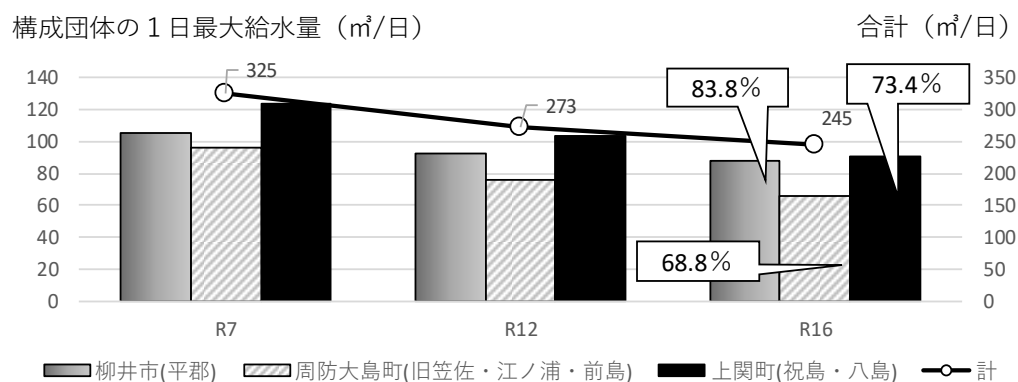
< 1日平均給水量の推移 >

構成団体	実績値 R2	推計値			増減
		R7	R12	R16	R7-R16
柳井市(平郡)	73	63	56	52	△ 11
周防大島町(旧笠佐・江ノ浦・前島)	53	43	33	29	△ 14
上関町(祝島・八島)	78	63	53	48	△ 15
計	204	169	142	129	△ 40



< 1日最大給水量の推移 >

構成団体	実績値 R2	推計値			増減
		R7	R12	R16	R7-R16
柳井市(平郡)	121	105	93	88	△ 17
周防大島町(旧笠佐・江ノ浦・前島)	108	96	76	66	△ 30
上関町(祝島・八島)	110	124	104	91	△ 33
計	339	325	273	245	△ 80



(3) 田布施浄水場配水区の水需要予測

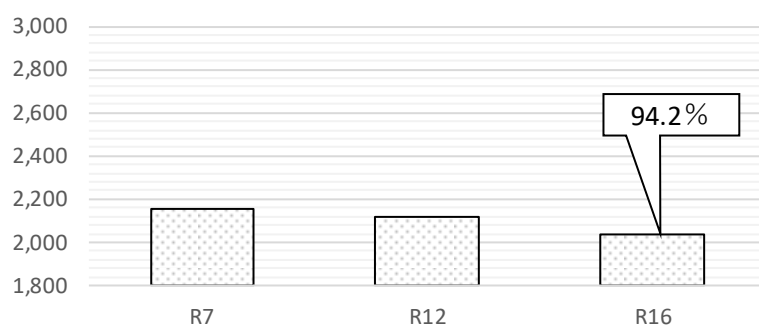
< 1 日平均給水量の推移 >

- 田布施浄水場の配水区域では、令和7年度から令和16年度までの10年間で、1日平均給水量では94.2%、1日最大給水量では93.2%まで減少する見込みである。

(m³/日)

構成団体	実績値	推計値			増減
	R2	R7	R12	R16	R7-R16
田布施・平生水道企業団	2,203	2,158	2,117	2,033	△ 125

1 日平均給水量 (m³/日)



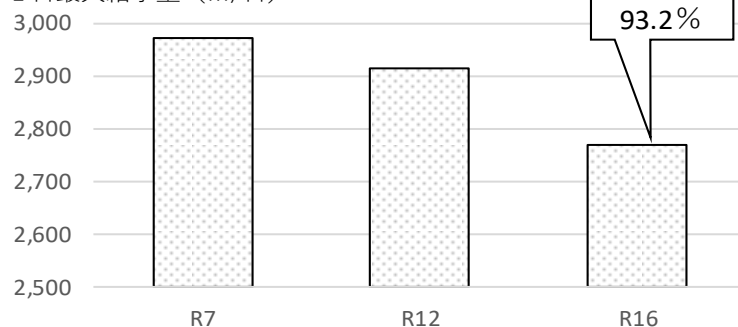
□ 田布施・平生水道企業団

< 1 日最大給水量の推移 >

(m³/日)

構成団体	実績値	推計値			増減
	R2	R7	R12	R16	R7-R16
田布施・平生水道企業団	3,033	2,972	2,915	2,770	△ 202

1 日最大給水量 (m³/日)



□ 田布施・平生水道企業団

3 施設整備

(1) 全体概要

- 経営統合後、水道事業ごとに施設整備の基本的な考え方に基づき、水需要予測を反映させた整備計画を策定し、老朽施設・管路の更新を計画的に進め老朽化率の増加を抑制する。

(2) 危機管理対策

- 耐震化を計画的に進め、耐震化率の向上と老朽施設の削減を目指す。

<施設の老朽化対策>

- ・ 施設再編やダウンサイジングにより事業費や維持管理費の抑制を図る。
- ・ 施設の機能診断・耐震診断を行い、施設の重要度や災害時対応など優先的に整備する施設を整理し、管路の更新計画との整合を図った上で、施設整備計画を策定し、施設の耐震化を進める。

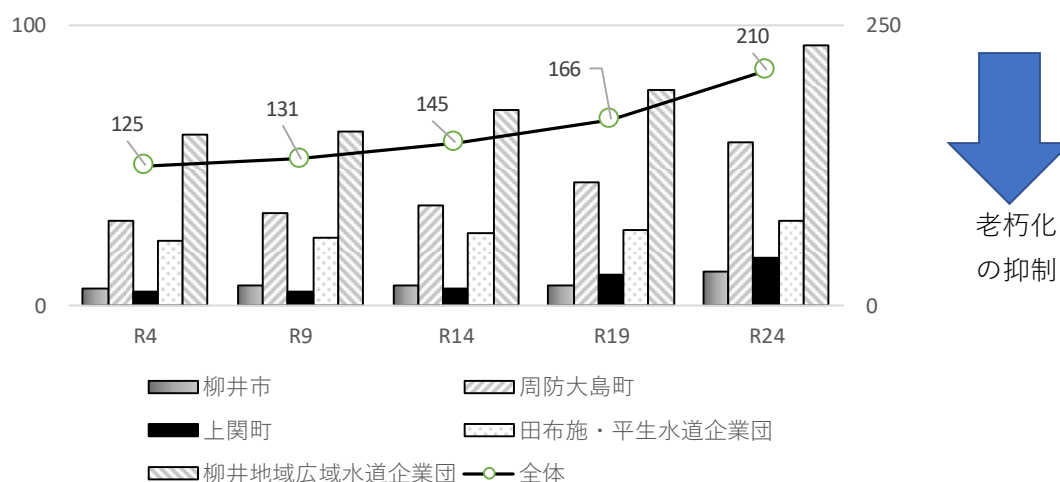
施設の老朽化（資産額ベース）

（億円）

構成団体	R4	R9	R14	R19	R24
柳井市	6	7	7	7	12
周防大島町	30	33	36	44	58
上関町	5	5	6	11	17
田布施・平生水道企業団	23	24	26	27	30
柳井地域広域水道企業団	61	62	70	77	93
計	125	131	145	166	210

構成団体別（億円）

全体計（億円）



※ 基本検討業務では令和4年度から5年ごとに更新需要予測を実施したため、本計画の計画期間（令和7年度から令和16年度までの10年間）とは一致しない。

<管路の老朽化対策>

- ・ 施設整備計画との整合を図りながら、管路のダウンサイジングにより事業費や維持管理費を抑制する。
- ・ 管路の機能診断（腐食性等、老朽度）や耐震診断を行い、管路の重要度や災害時対応など優先的に整備する管路を抽出した更新計画を策定し、基幹管路や重要給水施設配水管路の耐震化を進める。

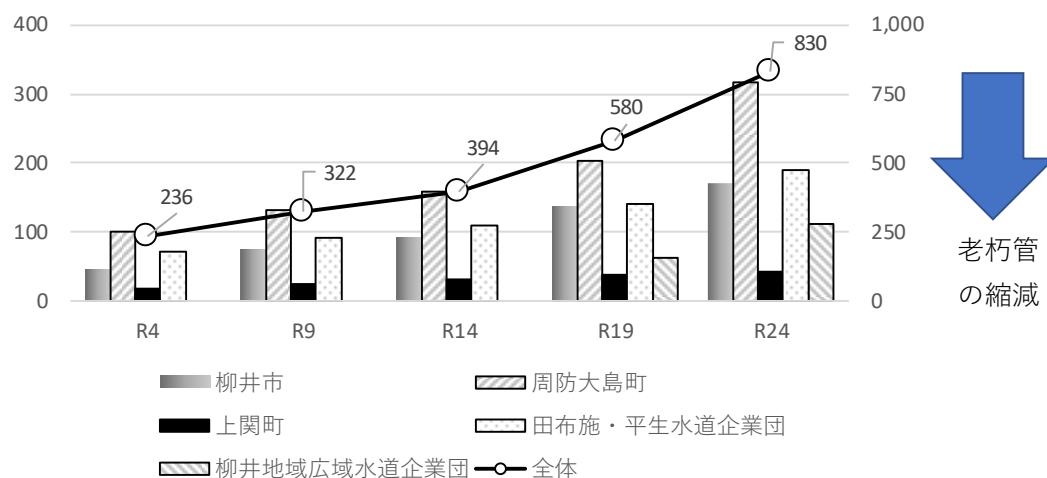
管路の老朽化（管路延長ベース）

(km)

構成団体	R4	R9	R14	R19	R24
柳井市	45	74	94	137	170
周防大島町	100	131	158	203	316
上関町	19	25	32	38	43
田布施・平生水道企業団	72	92	110	140	189
柳井地域広域水道企業団	0	0	0	62	112
計	236	322	394	580	830

構成団体別 (km)

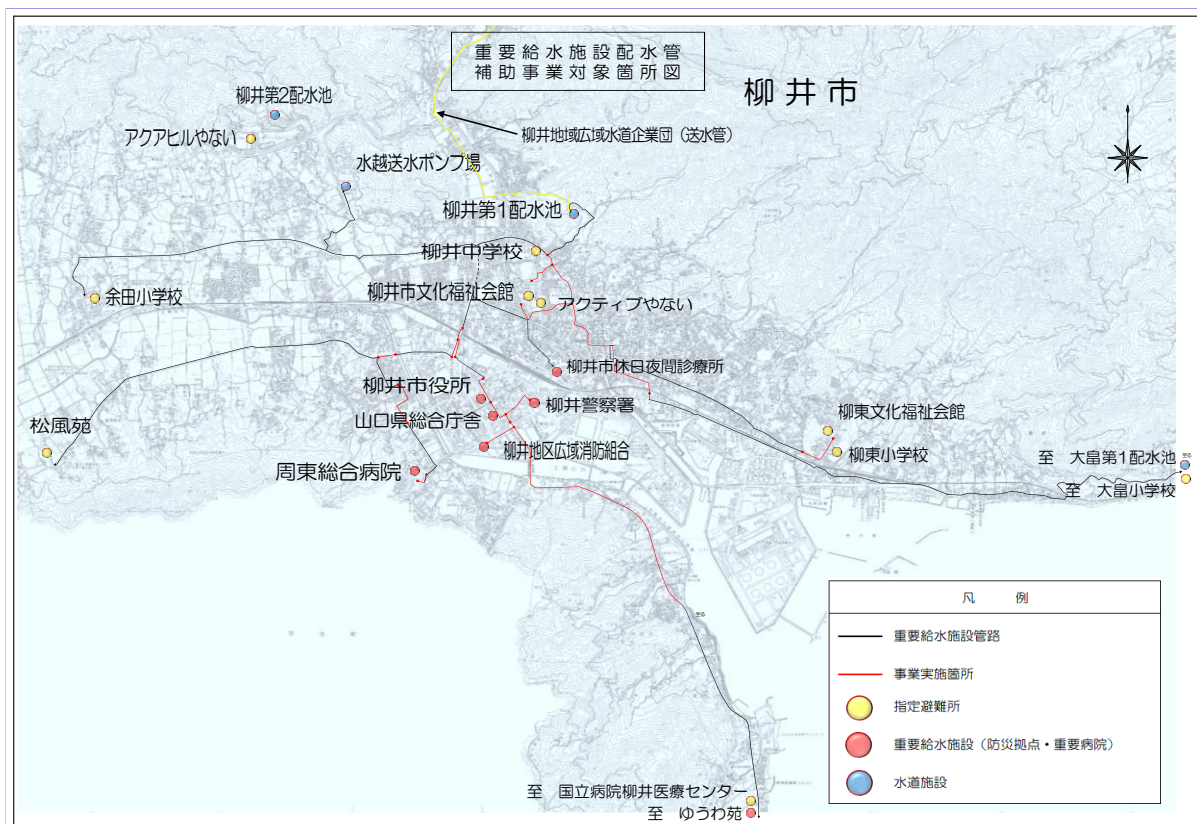
全体計 (km)



※ 基本検討業務では令和4年度から5年ごとに更新需要予測を実施したため、本計画の計画期間（令和7年度から令和16年度までの10年間）とは一致しない。

(3) 施設整備の内容

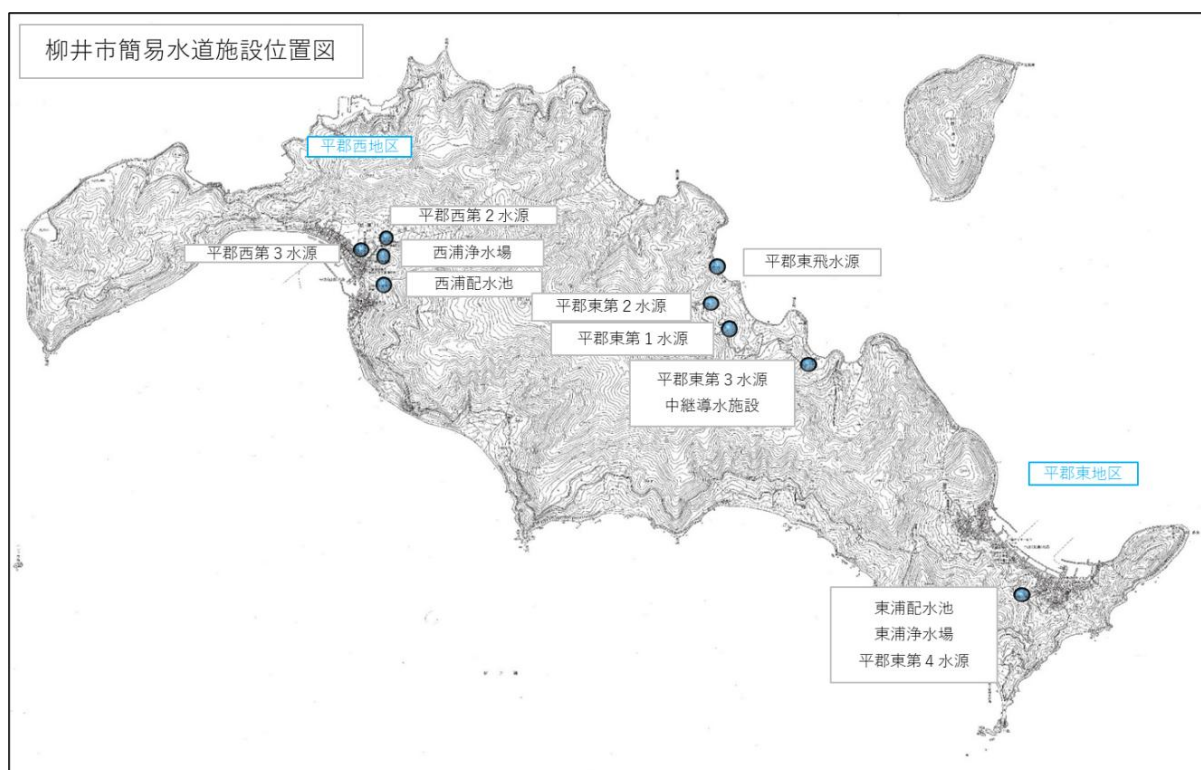
ア 柳井市水道事業



(百万円)

事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
配水管整備	管路の耐震化	令和7年度～ 令和16年度	3,388
	重要給水施設配水管路等の更新（L=19km）		
配水施設整備	施設更新、監視システム	令和7年度～ 令和16年度	143
	配水池4か所、ポンプ場1か所		
計			3,531

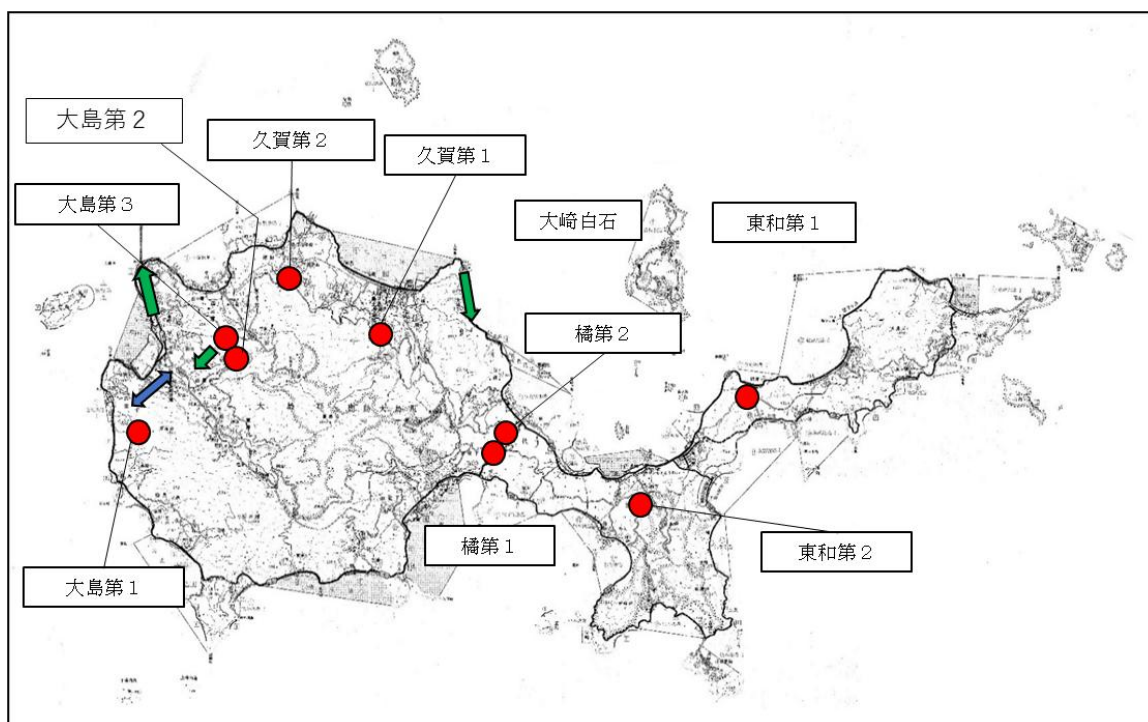
イ 柳井市簡易水道事業



(百万円)

事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
簡水施設整備	平郡簡易水道施設の整備	令和7年度～ 令和16年度	31
	取水ポンプ、水位計、流量計他		
計			31

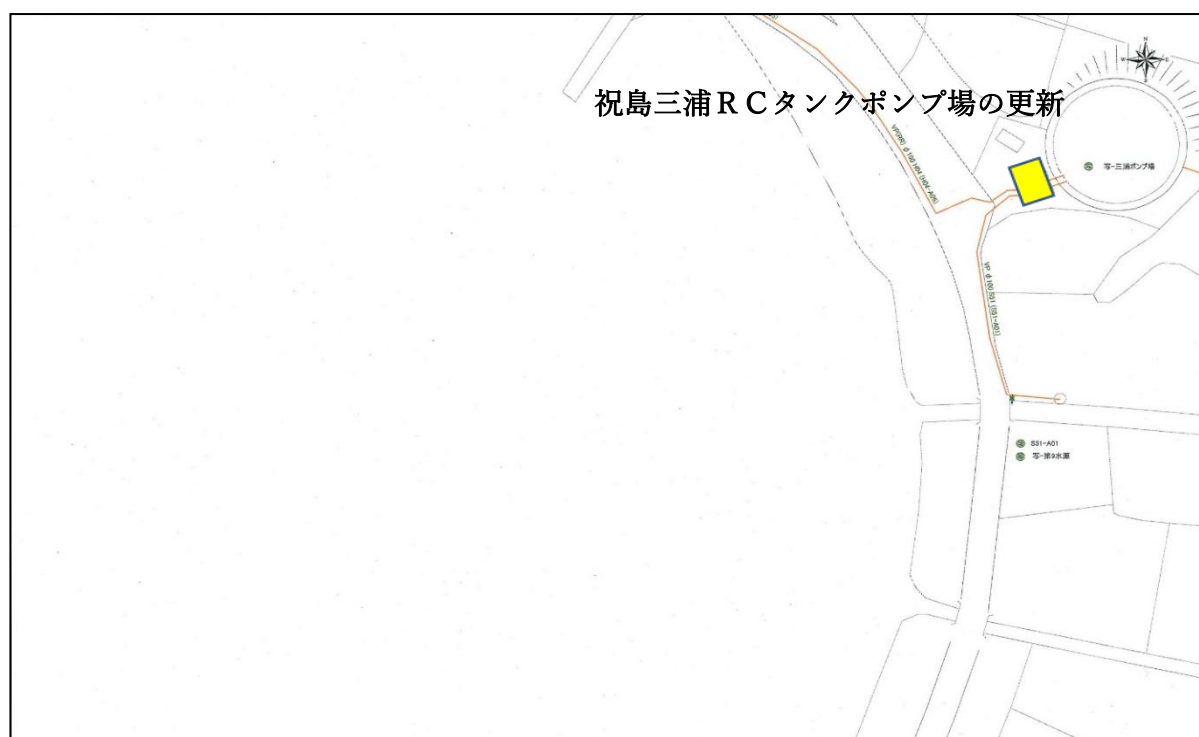
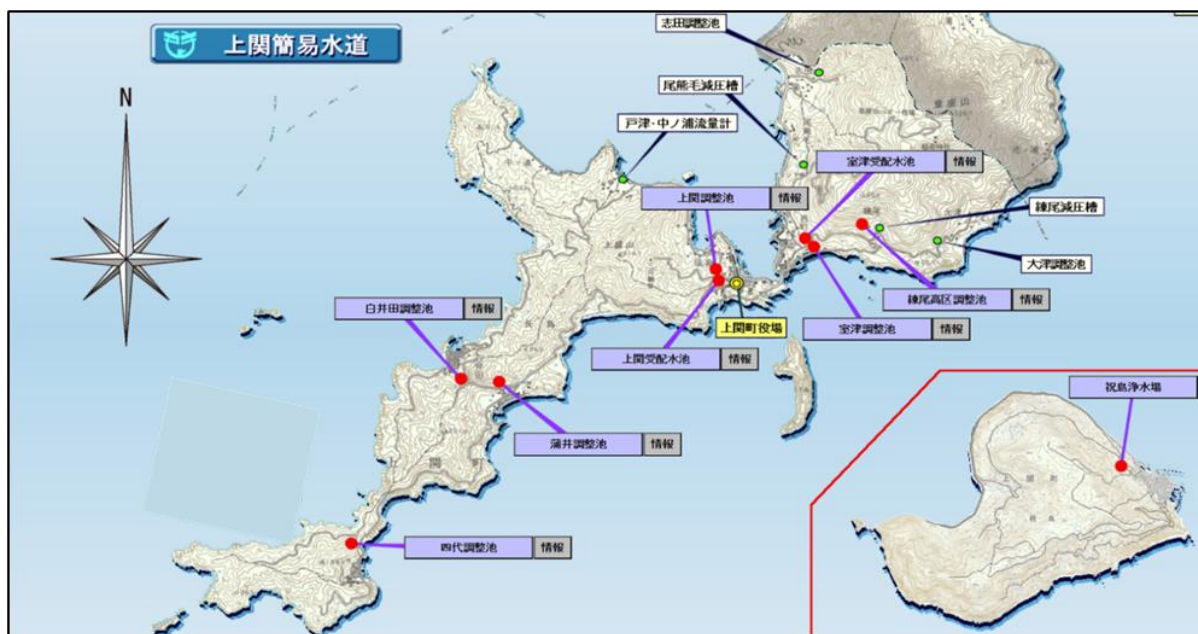
ウ 周防大島町水道事業



(百万円)

事業概要	整備内容		整備期間	概算事業費
配水施設整備	配水池の耐震化更新		令和7年度～ 令和16年度	360
	大島第1配水池、大島第2配水池、大島第3配水池、 久賀第1配水池、久賀第2配水池、橘第1配水池、 橘第2配水池、東和第1配水池、東和第2配水池			
	電気設備・計装装置更新		令和7年度～ 令和16年度	920
	2次配水池、受水槽、ポンプ所			
	緊急遮断弁整備		令和7年度～ 令和16年度	80
大島第1配水池、大島第3配水池、久賀第2配水池、 橘第2配水池				
給水基地整備	緊急時補水ポイントの整備		令和7年度～ 令和16年度	100
	大島第1配水池、大島第2配水池、大島第3配水池、 久賀第1配水池、久賀第2配水池、橘第1配水池、 橘第2配水池、東和第1配水池、東和第2配水池			
配水管整備	配水管の耐震化・老朽管更新（重要管路）		令和7年度～ 令和16年度	1,130
	大島大橋～大島病院　L=2.0km			
	久賀地区　L=4.1km			
	小伊保田～両源田　L=3.0km			
	小松～大島第1配水池　L=1.2km			
	小松～斎場方面　L=1.0km			
	配水管の耐震化・老朽管更新（一般）		令和7年度～ 令和16年度	1,440
	大島地区　L=7.5km			
	久賀地区　L=7.5km			
	橘地区　L=7.5km			
東和地区　L=7.5km				
計				4,030

エ 上関町簡易水道事業





(百万円)

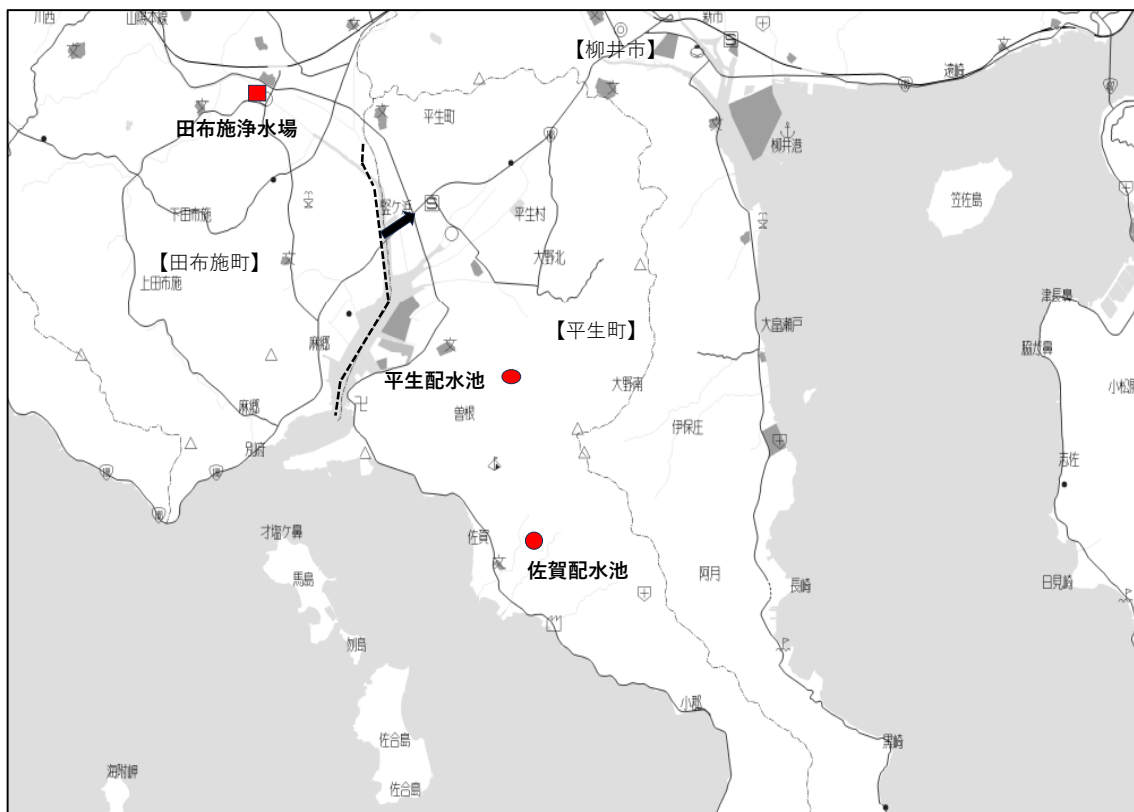
事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
導水施設整備	ポンプ施設整備 祝島三浦 R C タンクポンプ場 施設・配管・設備の更新	令和 9 年度～ 令和12年度	32
	貯水タンクの改修	令和9年度～ 令和10年度	20
導水管整備	長磯中継ポンプ所から祝島浄水場ルート（基幹管路）の耐震化 SGP φ 100→HPPE φ 100 L=約400m	令和 9 年度～ 令和10年度	56
配水管整備	老朽管更新・耐震化 基幹管路の耐震化（老朽管更新） L = 2.0km 配水管の耐震化（老朽化更新） L=5.0km	令和7年度～ 令和16年度	200
計			308

オ 田布施・平生水道事業

【田布施町エリア】



【平生町エリア】



(百万円)

事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
配水施設整備	配水池の耐震化更新	令和9年度～	528
	三宅配水池、佐賀配水池	令和16年度	
	緊急遮断弁の設置	令和9年度～	50
	田布施配水池、平生配水池、三宅配水池	令和16年度	
送水管整備	基幹管路の耐震化	令和9年度～	55
	田布施送水管(L=1.3km)	令和16年度	
配水管整備	配水管の耐震化（老朽管更新）	令和7年度～	248
	重要給水施設管路等の更新(L=4.26km)	令和16年度	
浄水・配水施設整備	新規配水管整備、浄水・配水設備更新等	令和7年度～ 令和16年度	786
計			1,667

力 柳井地域広域水道企業団





(百万円)

事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
導水施設整備	導水施設更新	令和7年度～	458
	電気計装設備、弁類、遠方監視制御設備、発電装置他	令和16年度	
浄水施設整備	日積浄水場の施設更新	令和7年度～	701
	計装設備、沈殿池排泥設備、急速濾過設備他	令和16年度	
送水管整備	送水施設更新	令和7年度～	159
	電気計装設備、弁類、送水流量計他	令和16年度	
水質分析機器整備	水質分析機器の更新	令和7年度～	90
	各種分析機器更新	令和16年度	
計			1,408

キ システム整備

(百万円)

事業概要	整備内容	整備期間	概算事業費
企業会計システムの整備	会計システムの統合	令和7年度～ 令和8年度	42
水道料金システムの整備	料金システムの統合	令和7年度～ 令和8年度	30
マッピングシステムの整備	マッピングシステムの統合	令和11年度～ 令和16年度	110
遠隔監視システムの整備	遠隔監視システムの統合	令和11年度～ 令和16年度	50
計			232

ク 施設整備費

- 施設整備費は、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間で約 112 億円の見込みである。

1 年平均の施設整備額は約 11.2 億円となり、令和 4 年度の 4.4 億円と比べると約 2.5 倍の増加となる。

- 整備費の増加は、経営統合によりこれまで単独経営では対応が困難であった施設更新を進めることによるものである。

<施設整備費>

(億円)

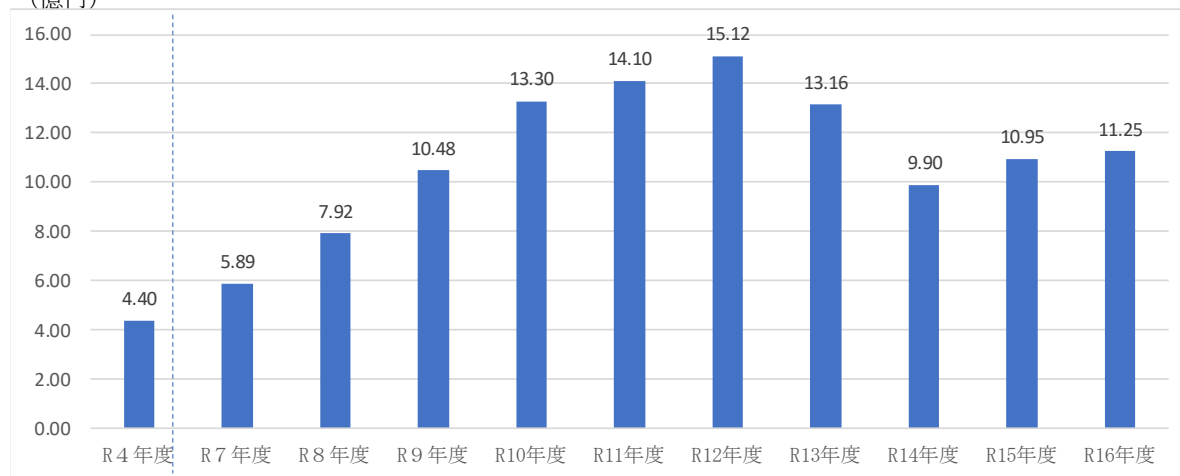
項目	施設整備費の合計 (R7～R16年度)
施設整備	109.8
システム整備	2.3
計	112.1

<10 年間の施設整備費の推移>

(億円)

項目	R 4 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度
施設の更新	4.40	5.71	7.38	10.48	13.30	13.00	14.62	13.16	9.90	10.95	11.25
システム整備		0.18	0.54			1.10	0.50				
計	4.40	5.89	7.92	10.48	13.30	14.10	15.12	13.16	9.90	10.95	11.25

(億円)



第7章 財政運営計画

1 財政運営の基本的な考え方

- 構成団体ごとに会計を区分したセグメント経理を導入する。
- 各水道事業に必要な財産は、構成団体から無償で引き継ぎ、対象水道事業ごとに区分して管理する。
- 金融機関口座は、構成団体ごとに開設し、資金が混在しないよう管理する。
- 1市4町からの繰出金については、各構成団体が従前から負担している項目を継続して繰り出すことを前提に、毎事業年度開始前までに、1市4町と協議の上、繰出額及び繰出時期を定める。
- 施設整備、危機管理対策及びシステム整備などの事業を着実に実施するため、国交付金や地方公営企業繰出制度を活用するとともに、事業間で短期の資金融通を実施するなど、必要な財源を確保する。
- 健全な財政運営を確立するため構成団体ごとに目標を定めることとし、令和16年度末における資金残高は、年間給水収益以上、企業債残高は、年間給水収益の5倍以内を目標とする。ただし、施設整備等の事業を着実に実施するため、企業債残高を目標以内に収めることが困難な事業については、1市4町と協議の上、基準外繰出金を受けるなど可能な限り企業債発行の抑制に努める。

<会計区分>

会計名	事業名	構成団体	対象となる水道事業等
柳井地域広域水道企業団水道事業等会計	水道用水供給事業	柳井地域広域水道企業団	柳井地域広域水道用水供給事業
	水道事業 簡易水道事業	柳井市	柳井市水道事業 柳井市平郡簡易水道事業
		周防大島町	周防大島町水道事業
		上関町	上関町統合簡易水道事業 上関町祝島簡易水道事業 上関町八島簡易水道事業
		田布施・平生水道企業団	田布施・平生水道事業

<繰出金の現状（令和5年度）>

構成団体	基準内繰入	基準外繰入
柳井市	児童手当に要する経費 高料金対策に要する経費 統合簡易水道の建設改良に要する経費 簡易水道の建設改良に要する経費 消火栓設置等に要する経費	市の政策的事業に要する経費 水道料金を超える維持管理経費
周防大島町	児童手当に要する経費 高料金対策に要する経費 統合簡易水道の建設改良に要する経費 消火栓設置等に要する経費	町の政策的事業に要する経費 水道料金を超える維持管理経費及び資本費
上関町	児童手当に要する経費 高料金対策に要する経費 簡易水道の建設改良に要する経費 地方公営企業法適化に要する経費 消火栓設置等に要する経費	町の政策的事業に要する経費 水道料金を超える維持管理経費及び資本費
田布施・平生水道企業団	児童手当に要する経費 高料金対策に要する経費 統合簡易水道の建設改良に要する経費 消火栓設置等に要する経費	町の政策的事業に要する経費 水道料金を超える維持管理経費
柳井地域広域水道企業団	児童手当に要する経費 基礎年金拠出金に要する経費	該当なし

<資金残高の現状（令和5年3月31日現在）>

（千円）

構成団体	給水収益（A）	資金残高（B）	（B）÷（A）
柳井市	649,784	1,536,448	2.36 倍
周防大島町	286,283	366,785	1.28 倍
上関町	58,073	0	—
田布施・平生水道企業団	508,557	72,767	0.14 倍
柳井地域広域水道企業団	1,113,203	1,281,687	1.15 倍

※ 上関町の資金残高は、令和6年4月1日から地方公営企業法の適用団体へ移行したことによる。

<企業債残高の現状（令和5年3月31日現在）>

（千円）

構成団体	給水収益（A）	企業債残高（B）	（B）÷（A）
柳井市	649,784	3,202,859	4.93 倍
周防大島町	286,283	1,564,559	5.46 倍
上関町	58,073	185,209	3.19 倍
田布施・平生 水道企業団	508,557	1,908,204	3.75 倍
柳井地域広域 水道企業団	1,113,203	2,773,618	2.49 倍

2 水道料金等

（1）水道料金

- 水道料金は、将来の更新需要や収支推計などを踏まえ、適切な水準を設定する。
- 経営統合時は、経営統合前の各構成団体の料金体系を引き継ぐとともに、料金の額も据え置く。
- 水道料金は、構成団体ごとに経営の健全性を確保するために資産維持を考慮し、概ね4年ごとに検証を行う。検証の結果、経営の効率化を図ってもなお、恒常的な損失や資金不足が見込まれる場合は、構成団体の経理ごとに協議し、附属機関の答申を踏まえた上で、水道料金の改定を行うものとする。
- 水道料金の算定方法（口径別・用途別の取扱い、基本水量・水道メーター使用料・従量料金の取扱い等）については、業務を効率化し、利用者に分かりやすいものとなるよう検討する。
- 水道用水供給事業については、水道事業の運営基盤強化を優先するため、当分の間、供給料金単価の見直しを行わないものとする。

<水道料金の現状等（令和5年4月1日現在）>

項目	柳井市	周防大島町	上関町	田布施・平生 水道企業団
料金体系	口径別 基本料金制 (逡増型) (13 mm～150 mm、 臨時用)	用途別 基本水量制 (一般用、船舶・臨 時用)	口径別 (用途別) 基本水量制 (一般用、臨時用)	口径別 基本水量制 (逡減型) (13 mm～150 mm、 臨時用)
基本水量	なし	あり 6 m ³ (一般用) 0 m ³ (船舶・臨時 用)	あり 5 m ³ (一般用)	あり 8 m ³ (25 mmまで) 20 m ³ (40 mm以上)
基本料金 ³⁹ 1 月あたり	25 mmまで 1,100 円 30 mm～150 mm 1,485 円～ 33,990 円	一般用 1,152 円	13 mm 1,100 円 20 mm～100mm 1,320 円～ 2,200 円	25 mmまで 1,584 円 40 mm～150 mm 4,400 円
メーター 使用料	なし	なし	なし	あり 13 mm 88 円 20 mm～150mm 176 円～5,500 円
従量料金 ⁴⁰ (1 m ³ あたり)	10 m ³ まで 93.5 円 ※1 11 m ³ 以上 271.7 円 臨時用 594 円	一般用 262 円 船舶・臨時用 495 円	一般用 242 円 臨時用 440 円	25 mmまで 253 円 ※3 40 mmから 220 円 ※4 5,000 m ³ 以上 198 円 20,000 m ³ 以上 187 円 臨時用 550 円
水道料金 (口径 13 mm、 月 20 m ³ 使 用)	4,725 円へ ※2	4,820 円	4,730 円	4,708 円 ※5

※1 令和5年12月以降の検針分から132円

※2 令和5年12月以降の検針分から5,137円

※3 毎月検針は令和6年7月検針分から、隔月検針は令和6年8月検針分から276.1円

※4 毎月検針は令和6年7月検針分から、隔月検針は令和6年8月検針分から239.8円

※5 毎月検針は令和6年7月検針分から、隔月検針は令和6年8月検針分から5,130円

39 基本料金：二部料金制⁴¹において、水道水の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分のこと。

40 従量料金：水道水の使用量に1 m³当たりの単価を乗じて徴収される料金のこと。

41 二部料金制：使用量とは無関係な一定額の定額料金（基本料金）と、使用量に応じた従量料金との二つの部分から構成される料金制のこと。

(2) 加入金、手数料等

- 経営統合時の加入金⁴²及び各種手数料は、経営統合前の各構成団体の体系を引き継ぐ。
- 加入金の額は、令和10年度以降に統一する。
- 工事検査手数料⁴³の額は、令和9年度を目途に統一する。
- 各種証明手数料の額は、経営統合時から200円に統一する。

<加入金の現状（令和5年4月1日現在）>

区分	柳井市	周防大島町	上関町	田布施・平生 水道企業団
13 mm	44,000 円	33,000 円	31,900 円	55,000 円
20 mm	66,000 円	55,000 円	63,800 円	99,000 円
25 mm	132,000 円	110,000 円	106,700 円	165,000 円
30 mm	—	165,000 円	159,500 円	—
40 mm	374,000 円	275,000 円	266,200 円	396,000 円
50 mm	660,000 円	550,000 円	438,900 円	660,000 円
75 mm	1,485,000 円	1,100,000 円	900,900 円	1,320,000 円
100 mm	2,750,000 円	1,650,000 円	1,709,400 円	2,640,000 円
125 mm	—	管理者が 定める額	—	3,960,000 円
150 mm	5,500,000 円			5,500,000 円

42 加入金：新たに水道を設置する場合や、既存の水道の口径を増やす場合に支払う負担金のこと。

43 工事検査手数料：給水装置工事の適正施工の確保を目的とし、設置しようとする給水装置の構造、使用材料及び施工方法が給水条例、規程及び基準等に適合していることを確認するために管理者が行う検査に支払う手数料のこと。

<手数料の現状（令和5年4月1日現在）>

項目	柳井市	周防大島町	上関町	田布施・平生 水道企業団	柳井地域広域 水道企業団
指定給水 装置工事 事業者の 指定申請 手数料	新規 10,000 円 更新 10,000 円	新規 10,000 円 更新 10,000 円	新規 10,000 円 更新 10,000 円	新規 10,000 円 更新 10,000 円	—
設計審査 手数料	新設 3,000 円～ 10,000 円 その他 1,500 円 ～5,000 円	—	給水管 10m まで 80 円、150 円 以上 1 m ごと に 5 円、10 円 水栓類 20 円/箇 その他材料 210 円/箇	—	—
設計審査 及び工事 検査手数 料	—	—	—	新設 2,000 円～ 6,000 円 その他 2,000 円～ 5,000 円	—
工事検査 手数料	—	—	工事検査 320 円 メーター試験 100 円	—	—
各種証明 手数料	—	200 円/件	210 円/件	—	200 円/件

3 出納取扱金融機関・収納取扱金融機関

- 出納取扱金融機関⁴⁴は、企業団が選定している金融機関とする。
- 収納取扱金融機関⁴⁵は、経営統合前の構成団体が収納事務を委託している金融機関を選定する。
- 構成団体、水道利用者及び金融機関等で締結されている口座振替等の料金収納の契約については、企業団に引き継ぐ。

<金融機関の選定状況>

構成団体	出納取扱金融機関	収納取扱金融機関
柳井市	山口銀行	西京銀行 広島銀行 もみじ銀行 北九州銀行 ゆうちょ銀行 東山口信用金庫 中国労働金庫 山口県農業協同組合 山口県漁業協同組合
周防大島町	山口銀行	西京銀行 北九州銀行 ゆうちょ銀行 山口県農業協同組合 山口県漁業協同組合
上関町	山口銀行	北九州銀行 ゆうちょ銀行 東山口信用金庫 山口県農業協同組合 山口県漁業協同組合
田布施・平生 水道企業団	山口県農業協同組合 山口銀行	西京銀行 ゆうちょ銀行 東山口信用金庫 中国労働金庫
柳井地域広域 水道企業団	山口銀行	選定なし

44 出納取扱金融機関：地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱う金融機関をいう。

45 収納取扱金融機関：地方公営企業の業務に係る公金の収納の事務を取り扱う金融機関をいう。

4 収支シミュレーション

(1) 試算条件

- 基本検討業務において試算した内容を基に、令和7年度から令和16年度までの10年間の水道事業に係る収支を試算した。

<試算条件>

項目		試算条件
試算期間		- 令和7年度から16年度まで（10年間） ※ 基本検討業務では、中長期的な状況把握のため、令和54年度まで（約50年間）の財政シミュレーションを試算しており、その中から時点修正の上、令和7年度から令和16年度までの10年間を抽出
業務量	年間有収水量 [m ³]	・水需要予測の推計値
	1日平均給水量 [m ³ /日]	・水需要予測の推計値
	1日有収水量 [m ³ /日]	・年間有収水量÷年間日数
	年間日数 [日]	・閏年を考慮した年間日数（365日又は366日）
責任水量 [m ³ /日]		柳井市 11,565 m ³ /日 周防大島町 8,215 m ³ /日 上関町 1,230 m ³ /日 田布施・平生水道企業団 5,650 m ³ /日 （岩国市由宇町） 330 m ³ /日 合計 26,990 m ³ /日
料金収入		・業務量（水需要予測）を基に、供給単価 ⁴⁶ 及び料金改定率を乗じて算定
維持管理経費		・組織・職員計画及び業務運営計画を基に物価上昇等を反映し、維持管理経費を算定
受水費単価 [円/m ³]		・柳井地域広域水道企業団の現行の供給料金単価
建設改良費		・施設整備計画を基に事業費を計上
企業債償還金、支払利息		- 既存企業債：各構成団体の計画のとおり - 新規発行企業債：別途算出（償還期間25年、据置5年、年利1.0%）
1市4町からの一般会計繰入金		令和4年度から令和6年度の平均額を毎年繰り入れるものとして算定。ただし、各構成団体において繰入予定額を定めている場合は、その予定額を計上。

46 供給単価：有収水量1m³当たりの水道料金収入であり、水道料金の水準を示す。

<単独経営と企業団経営での試算条件>

項目	単独経営	企業団経営
交付金	社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金事業を対象とする。 令和4年度に交付金対象事業を実施している団体を対象とする。	社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金事業（広域化事業含む）を対象とする。 全ての団体を対象とする。
起債充当率	資金残高に応じて、起債充当率を調整する。	
料金改定	4年ごとに改定するものとし、改定率は現行料金の20%増までを基本とする。	
その他	メーターの共同発注による費用削減を想定する。	水道料金等窓口業務及び施設維持管理業務の一括発注、薬品及びメーターの一括発注による費用削減を想定する。

(2) 試算結果

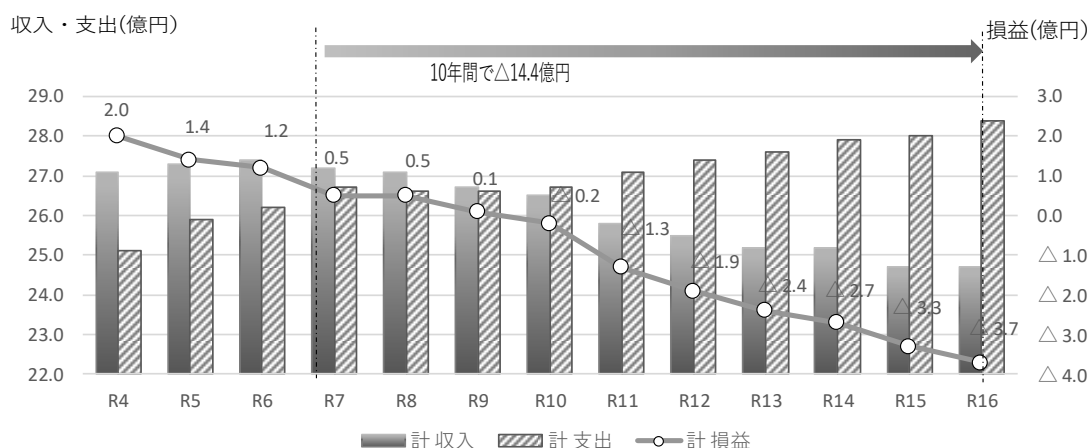
ア 損益収支

- 各構成団体が料金を据え置いたまま単独経営を維持した場合、全ての構成団体に赤字となり、令和7年度から令和16年度までの10年間で、全体で約14.4億円の累積赤字を計上する見込みである。
- 試算条件に基づく単独経営の場合、料金改定により経営は改善され、令和16年度末において全体で約1.2億円の黒字を計上する見込みである。
- 試算条件に基づく企業団経営の場合、料金改定により経営は改善され、令和16年度末において全体で約1.8億円の黒字を計上する見込みである。
- 試算条件に基づく単独経営と企業団経営を比較した場合、企業団経営の方が経営は改善される見込みである。

<単独経営の場合の損益収支（10年間/料金据え置き）>

単独経営（料金据え置き）

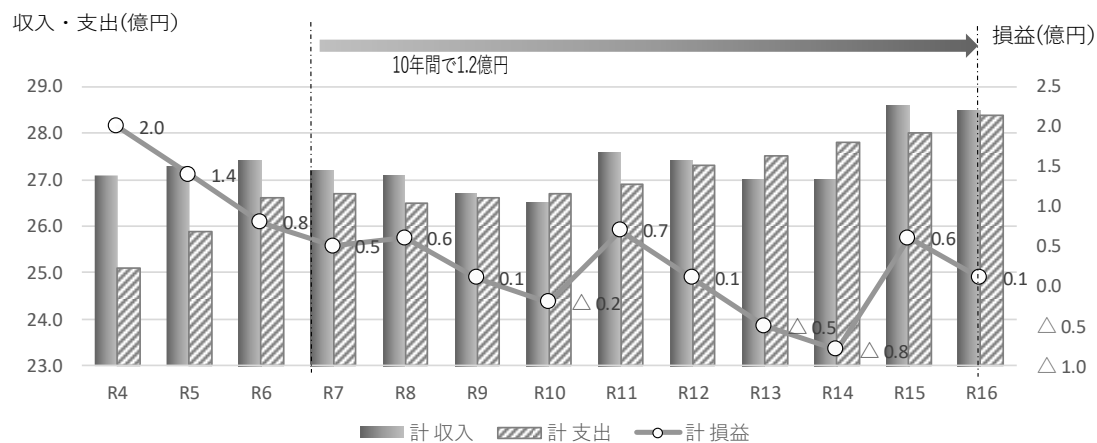
構成団体		(億円)													
構成団体	収支	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
柳井市	収入	10.5	10.2	9.7	10.0	9.9	9.7	9.6	9.5	9.3	9.3	9.2	9.1	9.0	94.6
	支出	9.7	10.0	10.2	10.0	10.0	10.0	10.0	10.1	10.2	10.3	10.4	10.4	10.5	101.9
周防大島町	収入	8.6	8.9	8.8	8.6	8.6	8.5	8.4	8.3	8.2	8.1	8.1	8.0	8.0	82.8
	支出	7.9	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8	8.9	9.1	85.9
上関町	収入	1.3	1.2	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	13.6
	支出	1.0	0.9	1.0	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	16.6
田布施・平生 水道企業団	収入	6.7	7.0	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1	6.6	6.6	6.5	6.6	6.3	6.4	67.6
	支出	6.5	6.7	6.7	6.8	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	6.9	7.0	7.0	7.1	68.6
計	収入	27.1	27.3	27.4	27.2	27.1	26.7	26.5	25.8	25.5	25.2	25.2	24.7	24.7	258.6
	支出	25.1	25.9	26.2	26.7	26.6	26.6	26.7	27.1	27.4	27.6	27.9	28.0	28.4	273.0
	損益	2.0	1.4	1.2	0.5	0.5	0.1	△ 0.2	△ 1.3	△ 1.9	△ 2.4	△ 2.7	△ 3.3	△ 3.7	△ 14.4
柳井地域広域 水道企業団	収入	15.8	15.9	16.3	16.1	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	161.9
	支出	16.1	16.1	16.2	16.0	15.9	15.8	15.8	15.8	15.9	16.1	16.3	16.4	16.5	160.5
合計	収入	42.9	43.2	43.7	43.3	43.3	42.9	42.7	42.0	41.7	41.4	41.4	40.9	40.9	420.5
	支出	41.2	42.0	42.4	42.7	42.5	42.4	42.5	42.9	43.3	43.7	44.2	44.4	44.9	433.5
	損益	1.7	1.2	1.3	0.6	0.8	0.5	0.2	△ 0.9	△ 1.6	△ 2.3	△ 2.8	△ 3.5	△ 4.0	△ 13.0



<単独経営の場合の損益収支（10年間/料金改定あり）>

単独経営ケース（料金改定あり）

構成団体		(億円)													
構成団体	収支	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
柳井市	収入	10.5	10.2	9.7	10.0	9.9	9.7	9.6	10.3	10.2	10.1	10.0	10.9	10.8	101.5
	支出	9.7	10.0	10.2	10.0	9.9	10.0	10.0	10.0	10.2	10.2	10.3	10.4	10.5	101.5
周防大島町	収入	8.6	8.9	8.8	8.6	8.6	8.5	8.4	8.8	8.7	8.6	8.6	9.1	9.0	86.9
	支出	7.9	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.4	8.5	8.6	8.7	8.8	8.9	9.1	85.9
上関町	収入	1.3	1.2	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4	1.4	1.5	1.5	14.4
	支出	1.0	0.9	1.4	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	16.4
田布施・平生 水道企業団	収入	6.7	7.0	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1	7.0	7.0	6.9	7.0	7.1	7.2	70.8
	支出	6.5	6.7	6.7	6.8	6.7	6.7	6.7	6.8	6.9	6.9	7.0	7.0	7.1	68.6
計	収入	27.1	27.3	27.4	27.2	27.1	26.7	26.5	27.6	27.4	27.0	27.0	28.6	28.5	273.6
	支出	25.1	25.9	26.6	26.7	26.5	26.6	26.7	26.9	27.3	27.5	27.8	28.0	28.4	272.4
	損益	2.0	1.4	0.8	0.5	0.6	0.1	△ 0.2	0.7	0.1	△ 0.5	△ 0.8	0.6	0.1	1.2
柳井地域広域 水道企業団	収入	15.8	15.9	16.3	16.1	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	161.9
	支出	16.1	16.1	16.2	16.0	15.9	15.8	15.8	15.9	16.1	16.3	16.4	16.5	16.5	160.5
合計	収入	42.9	43.2	43.7	43.3	43.3	42.9	42.7	43.8	43.6	43.2	43.2	44.8	44.7	435.5
	支出	41.2	42.0	42.8	42.7	42.4	42.4	42.5	42.7	43.2	43.6	44.1	44.4	44.9	432.9
	損益	1.7	1.2	0.9	0.6	0.9	0.5	0.2	1.1	0.4	△ 0.4	△ 0.9	0.4	△ 0.2	2.6



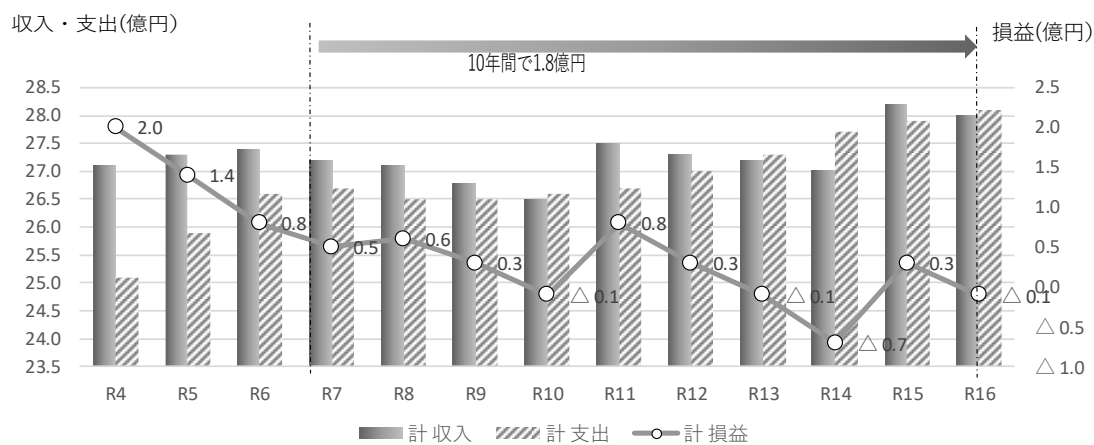
<企業団経営の場合の損益収支（10年間/料金改定あり）>

企業団経営ケース（料金改定あり）

← 企業団事業開始（R7～） →

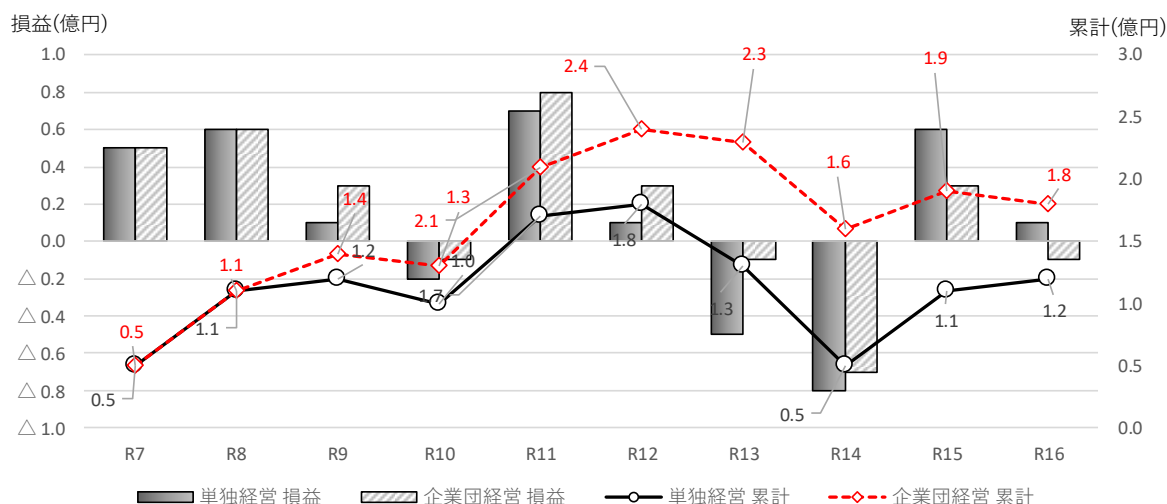
(億円)

構成団体	収支	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
柳井市	収入	10.5	10.2	9.7	10.0	9.9	9.8	9.6	10.3	10.2	10.2	10.1	10.6	10.5	101.2
	支出	9.7	10.0	10.2	10.0	9.9	9.9	9.9	10.0	10.1	10.2	10.3	10.4	10.4	101.1
周防大島町	収入	8.6	8.9	8.8	8.6	8.6	8.5	8.4	8.8	8.7	8.7	8.6	9.1	9.0	87.0
	支出	7.9	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.4	8.4	8.5	8.7	8.8	8.9	9.0	85.6
上関町	収入	1.3	1.2	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.4	1.4	1.5	1.5	14.4
	支出	1.0	0.9	1.4	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	16.3
田布施・平生水道企業団	収入	6.7	7.0	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1	6.9	6.9	6.9	6.9	7.0	7.0	70.2
	支出	6.5	6.7	6.7	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.8	6.8	6.9	6.9	7.0	68.0
計	収入	27.1	27.3	27.4	27.2	27.1	26.8	26.5	27.5	27.3	27.2	27.0	28.2	28.0	272.8
	支出	25.1	25.9	26.6	26.7	26.5	26.5	26.6	26.7	27.0	27.3	27.7	27.9	28.1	271.0
	損益	2.0	1.4	0.8	0.5	0.6	0.3	△ 0.1	0.8	0.3	△ 0.1	△ 0.7	0.3	△ 0.1	1.8
柳井地域広域水道企業団	収入	15.8	15.9	16.3	16.1	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	161.9
	支出	16.1	16.1	16.2	15.9	15.9	15.8	15.8	15.8	15.9	16.1	16.3	16.3	16.5	160.3
合計	収入	42.9	43.2	43.7	43.3	43.3	43.0	42.7	43.7	43.5	43.4	43.2	44.4	44.2	434.7
	支出	41.2	42.0	42.8	42.6	42.4	42.3	42.4	42.5	42.9	43.4	44.0	44.2	44.6	431.3
	損益	1.7	1.2	0.9	0.7	0.9	0.7	0.3	1.2	0.6	0.0	△ 0.8	0.2	△ 0.4	3.4



< 損益収支の比較（単独経営と企業団経営との比較） >

収支の比較（料金改定あり）		← 試算期間（10年間） R7～R16 →													（億円）	
区 分	収支	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	10年計	
単独経営	収入	27.1	27.3	27.4	27.2	27.1	26.7	26.5	27.6	27.4	27.0	27.0	28.6	28.5	273.6	
	支出	25.1	25.9	26.6	26.7	26.5	26.6	26.7	26.9	27.3	27.5	27.8	28.0	28.4	272.4	
	損益	2.0	1.4	0.8	0.5	0.6	0.1	△ 0.2	0.7	0.1	△ 0.5	△ 0.8	0.6	0.1	1.2	
	累計	—	—	—	0.5	1.1	1.2	1.0	1.7	1.8	1.3	0.5	1.1	1.2	1.2	
企業団経営	収入	27.1	27.3	27.4	27.2	27.1	26.8	26.5	27.5	27.3	27.2	27.0	28.2	28.0	272.8	
	支出	25.1	25.9	26.6	26.7	26.5	26.5	26.6	26.7	27.0	27.3	27.7	27.9	28.1	271.0	
	損益	2.0	1.4	0.8	0.5	0.6	0.3	△ 0.1	0.8	0.3	△ 0.1	△ 0.7	0.3	△ 0.1	1.8	
	累計	—	—	—	0.5	1.1	1.4	1.3	2.1	2.4	2.3	1.6	1.9	1.8	1.8	



イ 資金残高及び企業債残高

- 各構成団体が料金を据え置いたまま単独経営を維持した場合、令和 16 年度末には、全体の企業債残高は約 24 億円増加し約 83 億円となり、資金残高は約 7 億円減少し約 14 億円となる見込みである。
- 試算条件に基づく単独経営の場合、料金改定により、令和 16 年度末には、全体の企業債残高は約 18 億円増加し、約 76 億円となり、資金残高は約 3 億円増加し、約 23 億円となる見込みである。
- 試算条件に基づく企業団経営の場合、料金改定により、令和 16 年度末には、全体の企業債残高は約 15 億円増加し、約 74 億円となり、資金残高は約 4 億円増加し、約 25 億円となる見込みである。
- 試算条件に基づく単独経営と企業団経営を比較した場合、企業団経営では、令和 16 年度末には、各種財源の確保や料金改定により、企業債残高は約 2.3 億円、資金残高は約 1.2 億円改善する見込みである。

<単独経営の場合の資金残高及び企業債残高（料金改定なし）>

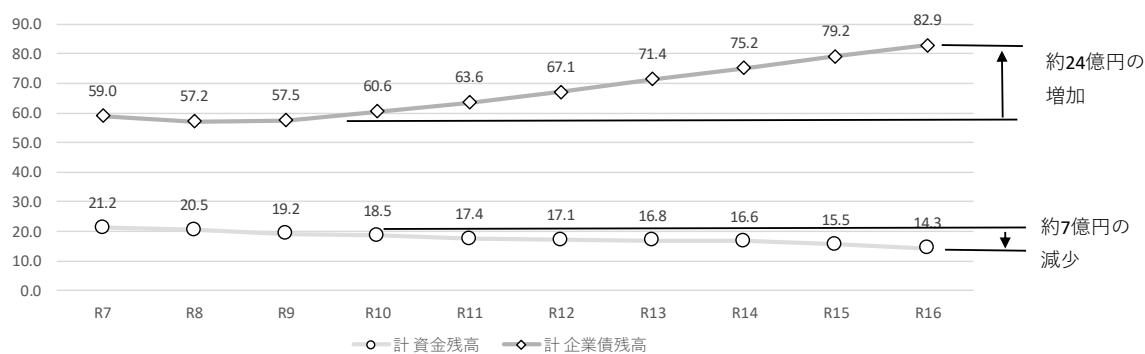
単独経営（料金据え置き）

（億円）

構成団体	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
柳井市	資金残高	15.4	16.2	15.7	15.6	15.1	14.3	13.6	12.8	12.1	11.3	10.6	9.5	8.3
	企業債残高	32.0	32.6	32.0	31.7	32.1	32.2	33.0	33.7	34.5	35.5	36.1	36.9	37.5
周防大島町	資金残高	3.7	4.1	4.2	4.0	3.6	2.8	2.0	1.3	1.3	1.3	1.2	0.9	0.5
	企業債残高	15.6	14.1	12.3	11.4	10.6	11.2	12.3	13.6	16.2	19.0	21.5	23.9	26.3
上関町	資金残高	0.0	0.0	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
	企業債残高	1.9	1.6	1.3	1.1	1.0	1.3	1.6	1.7	1.9	2.0	2.2	2.3	2.4
田布施・平生 水道企業団	資金残高	0.7	0.7	0.9	1.3	1.6	2.0	2.8	3.2	3.5	4.0	4.5	4.8	5.2
	企業債残高	19.1	17.6	16.2	14.8	13.5	12.8	13.7	14.6	14.5	14.9	15.4	16.1	16.7
計	資金残高	19.8	21.0	21.1	21.2	20.5	19.2	18.5	17.4	17.1	16.8	16.6	15.5	14.3
	企業債残高	68.6	65.9	61.8	59.0	57.2	57.5	60.6	63.6	67.1	71.4	75.2	79.2	82.9
柳井地域広域 水道企業団	資金残高	13.4	12.2	12.4	14.2	16.8	20.0	23.9	26.3	28.0	31.4	36.5	41.0	44.8
	企業債残高	27.7	21.1	15.1	10.4	7.6	5.5	4.8	4.4	5.0	5.1	5.1	5.0	5.0
合計	資金残高	33.2	33.2	33.5	35.4	37.3	39.2	42.4	43.7	45.1	48.2	53.1	56.5	59.1
	企業債残高	96.3	87.0	76.9	69.4	64.8	63.0	65.4	68.0	72.1	76.5	80.3	84.2	87.9

<単独経営（料金改定なし）>

単位：億円



<単独経営の場合の資金残高及び企業債残高（料金改定あり）>

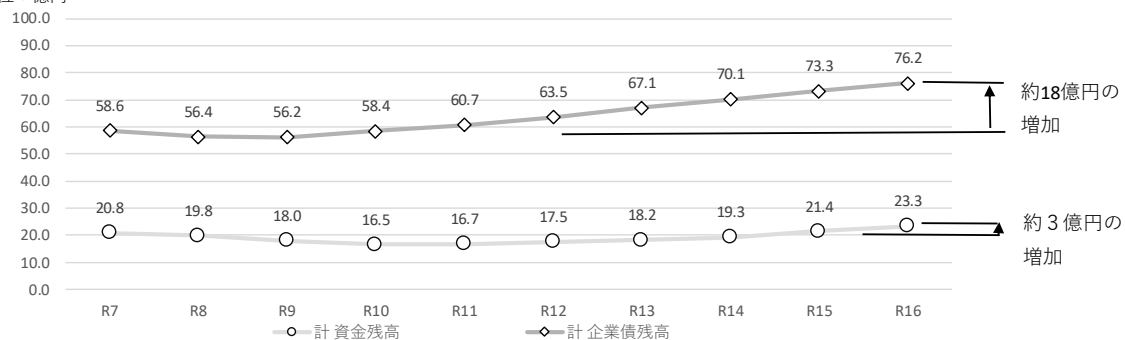
単独経営（料金改定あり）

（億円）

構成団体	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
柳井市	資金残高	15.4	16.2	15.7	15.4	14.8	13.8	12.9	12.8	12.8	12.6	12.6	13.1	13.5
	企業債残高	32.0	32.6	32.0	31.5	31.7	31.7	32.3	32.8	33.4	34.2	34.7	35.3	35.7
周防大島町	資金残高	3.7	4.1	4.2	4.0	3.6	2.8	2.0	1.9	2.1	2.3	2.5	3.1	3.4
	企業債残高	15.6	14.1	12.3	11.4	10.6	11.2	12.3	13.6	15.9	18.5	20.7	22.9	25.0
上関町	資金残高	0.0	0.0	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.7
	企業債残高	1.9	1.6	1.3	1.1	1.0	1.2	1.5	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
田布施・平生 水道企業団	資金残高	0.7	0.7	0.9	1.1	1.2	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	3.8	4.7	5.7
	企業債残高	19.1	17.6	16.2	14.6	13.1	12.1	12.3	12.7	12.5	12.7	13.0	13.4	13.8
計	資金残高	19.8	21.0	21.1	20.8	19.8	18.0	16.5	16.7	17.5	18.2	19.3	21.4	23.3
	企業債残高	68.6	65.9	61.8	58.6	56.4	56.2	58.4	60.7	63.5	67.1	70.1	73.3	76.2
柳井地域広域 水道企業団	資金残高	13.4	12.2	12.4	14.0	16.3	19.5	23.4	26.0	27.7	30.9	36.1	40.6	44.4
	企業債残高	27.7	21.1	15.1	10.4	7.6	5.5	4.8	4.4	5.0	5.1	5.1	5.0	5.0
合計	資金残高	33.2	33.2	33.5	34.8	36.1	37.5	39.9	42.7	45.2	49.1	55.4	62.0	67.7
	企業債残高	96.3	87.0	76.9	69.0	64.0	61.7	63.2	65.1	68.5	72.2	75.2	78.3	81.2

<単独経営>

単位：億円



<企業団経営の場合の資金残高及び企業債残高（料金改定あり）>

企業団経営（料金改定あり）

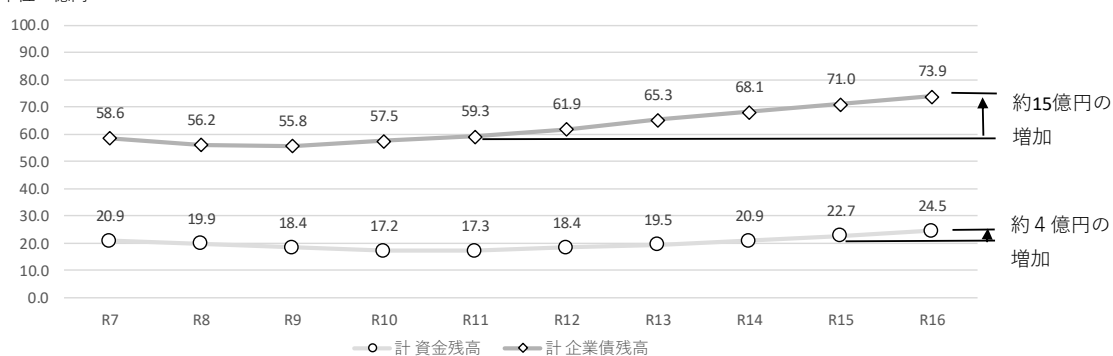
← 企業団事業開始（R7～） →

(億円)

構成団体		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区分	資金残高	15.4	16.2	15.7	15.6	15.0	14.2	13.5	13.5	13.5	13.3	13.4	13.5	13.6
	企業債残高	32.0	32.6	32.0	31.5	31.7	31.7	32.3	32.8	33.2	33.8	34.1	34.5	34.8
柳井市	資金残高	3.7	4.1	4.2	3.9	3.5	2.6	1.8	1.6	2.1	2.6	3.0	3.8	4.4
	企業債残高	15.6	14.1	12.3	11.4	10.4	10.9	11.7	12.8	15.2	17.7	19.9	22.1	24.3
周防大島町	資金残高	0.0	0.0	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8
	企業債残高	1.9	1.6	1.3	1.1	1.0	1.1	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4
上関町	資金残高	0.7	0.7	0.9	1.1	1.2	1.4	1.7	2.0	2.5	3.2	4.0	4.8	5.7
	企業債残高	19.1	17.6	16.2	14.6	13.1	12.1	12.2	12.4	12.2	12.4	12.7	13.0	13.4
田布施・平生水道企業団	資金残高	19.8	21.0	21.1	20.9	19.9	18.4	17.2	17.3	18.4	19.5	20.9	22.7	24.5
	企業債残高	68.6	65.9	61.8	58.6	56.2	55.8	57.5	59.3	61.9	65.3	68.1	71.0	73.9
計	資金残高	13.4	12.2	12.4	14.0	16.3	19.5	23.3	26.0	27.8	31.0	36.2	40.7	44.6
	企業債残高	27.7	21.1	15.1	10.3	7.5	5.4	4.5	4.1	4.8	4.9	4.9	4.8	4.8
柳井地域広域水道企業団	資金残高	33.2	33.2	33.5	34.9	36.2	37.9	40.5	43.3	46.2	50.5	57.1	63.4	69.1
	企業債残高	96.3	87.0	76.9	68.9	63.7	61.2	62.0	63.4	66.7	70.2	73.0	75.8	78.7
合計	資金残高													
	企業債残高													

<企業団経営>

単位：億円



<資金残高及び企業債残高の比較（単独経営と企業団経営との比較）>

構成団体		← 企業団事業開始 (R7～) →												(億円)	
	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
単独経営	資金残高	19.8	21.0	21.1	20.8	19.8	18.0	16.5	16.7	17.5	18.2	19.3	21.4	23.3	
	企業債残高	68.6	65.9	61.8	58.6	56.4	56.2	58.4	60.7	63.5	67.1	70.1	73.3	76.2	
企業団経営	資金残高	19.8	21.0	21.1	20.9	19.9	18.4	17.2	17.3	18.4	19.5	20.9	22.7	24.5	
	企業債残高	68.6	65.9	61.8	58.6	56.2	55.8	57.5	59.3	61.9	65.3	68.1	71.0	73.9	
比較	資金残高	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.7	0.6	0.9	1.3	1.6	1.3	1.2	
	企業債残高	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.4	△ 1.6	△ 1.8	△ 2.0	△ 2.3	△ 2.3	

ウ 水道料金及び料金改定の状況

- 単独経営、企業団経営のいずれにおいても、令和 16 年度までに全ての水道事業において料金改定が必要となるが見込まれる。
- 試算条件に基づく単独経営と企業団経営を比較した場合、企業団経営では経営統合による維持管理経費の削減により、柳井市及び田布施・平生水道企業団で料金改定率を抑制できる見込みである。

(円/㎡)						
構成団体	R4年度 供給単価	単独経営		企業団経営		比較
		供給単価	対R4年度 料金改定率(倍)	供給単価	対R4年度 料金改定率(倍)	供給単価
		R16	R16	R16	R16	R16
柳井市	238.89	341.21	1.43	326.37	1.37	△ 14.84
周防大島町	246.01	354.25	1.44	354.25	1.44	0.00
上関町	276.05	397.51	1.44	397.51	1.44	0.00
田布施・平生 水道企業団	220.02	277.75	1.26	272.64	1.24	△ 5.11
平均	245.24	342.68	1.40	337.69	1.38	△ 4.99

構成団体	R4年度 供給単価	単独経営		企業団経営		比較
		供給単価	対R4年度 料金改定率(倍)	供給単価	対R4年度 料金改定率(倍)	供給単価
		R16	R16	R16	R16	R16
柳井地域広域 水道企業団	113.00	113.00	1.00	113.00	1.00	0.00

5 経営統合による財政効果

- 経営統合による令和7年度から令和16年度までの10年間の試算結果では、全体で国交付金の活用による負担減に加え、維持管理経費の削減により4.7億円の効果が見込まれる結果となった。
- 経営統合前は、一部の構成団体においてのみ国交付金を活用した施設整備が進んでいるが、経営統合に伴い組織力を高めることにより、全ての構成団体において施設整備の推進が期待できる。
- 施設整備に際しては、今後の人口減少等による使用水量の減少を考慮し、ダウンサイジングや施設再編、耐震化を進めることが可能となる。その結果、水道料金の上昇を抑制することで、将来に構成団体の水道事業を引き継ぐことが可能となる。

(億円)

構成団体	統合による財政効果
柳井市	1.6
周防大島町	1.5
上関町	0.3
田布施・平生水道企業団	1.0
柳井地域広域水道企業団	0.3
計	4.7

～ ま と め ～

1 水道サービスの提供《ヒト、カネ》

- 今後、人口減少等による給水収益の低下や、施設や管路の更新需要の増加により、大幅な料金改定は避けて通ることのできない課題であるが、単独経営を維持する場合と比べ、料金上昇の抑制が可能となる
- インターネットを活用した給水契約の申込みやコンビニエンスストアの収納取扱店の拡大、スマートフォン決済の導入などによる収納機会の拡大により、利用者の利便性が向上する
- 給水装置工事などの窓口の一元化や、給水装置工事の設計基準を統一することにより、水道工事事業者の育成・確保を図る
- 適切な水質管理体制の強化により、安全・安心・おいしい水の提供を持続する
- 単独経営を維持する場合と比較し、経営の統合により収支が改善し経営の安定性が向上する

2 施設・維持管理の最適化《ヒト、モノ》

- 職員の集約により人材の確保に努め、施設の適正な維持管理を実施する
- 民間業者等への外部委託を効果的に活用することにより、施設の効率的な維持管理を実施する
- 施設整備計画に基づく、計画的な施設等の再編整備やダウンサイジングを行うことが可能となり、施設や管路の最適化を進め、施設等の更新費用や維持管理経費を縮減する
- 計画的な更新に合わせて、耐震化を推進し、施設や管路の強靱化を図る
- 国交付金や地方公営企業繰出制度を活用するとともに、事業間で短期の資金融通を実施するなど、必要な財源の確保を図る
- 浄水場や点在する配水施設などの中央監視を可能とし、緊急時の体制強化を図る

3 組織・管理体制の強化《ヒト》

- 技術系職員の集約により、水道の専門知識や技能など技術の継承を図る
- 事務系職員の集約により、適正な水道料金の検証等、経営のノウハウの継承を図る
- 経営統合後、企業団による職員採用により、更なる人材の確保に努める
- 構成団体間の支援体制や近隣市町との緊密な連携体制の構築、応急給水体制の充実などにより、危機管理体制の強化を図る

4 長期的な取り組み《ヒト、モノ、カネ》

- 今後、人口減少等による給水収益の低下に加え、企業団の各施設や管路の更新時期の到来により、構成団体の水道事業を料金収入のみで維持することが困難となる状況が予測されるため、水道用水供給事業のあり方を含め、企業団に適した水道システムの構築について議論を進める
- 構成団体以外の近隣市町との広域連携の推進を図るとともに、広範囲での広域化を検討するための体制強化を図る
- 長期的にヒト・モノ・カネの課題解決に努めることで、将来的に供給料金単価の抑制、全ての構成団体の水道料金の抑制などに努め、将来にわたって水道サービスを継続する